

議員の座席
議員の数。

素権は危険を孕む

三七四

自治に目ざめとるかと言ふに、然う素朴的にアツサリ片付ける譯にもいかん。町村會選舉は府縣會選舉の前哨戦としては、獨特の重要性を持つて居る。ところで政黨地盤擁護の目的から見ると、一定地域内から選出議員數を、最も多く出し得るのは町村會に勝るものはない。成るべく多數の議席を町村會で自派に收めることに成功すると、それだけ確實に他日高級の議會選舉で、優越した地位を得る足場を組立てる譯になるのぢやから、何うしても狩出しが盛んに行はれることに成るのぢや。

尤も町村會の選舉で棄權率の少い原因が、この前哨戦的原因にのみ存する譯ではない。農漁村地方では何んといつても、住民の郷土的愛着心といふものが強くて、小ぢんまりした郷土の範圍内で、共同生活の協議のために、自分達の代人を出すといふ積極的な氣持は、他の選舉の場合より強く働くことは争へん。村會議員選舉が自家頭上の利害問題であることは、端的に負擔の重い戸數割等級が、何ういふ風に定められるかに直面するだけでも大きい譯ぢや。農村では町村會議員を出す場合、大體部落大字の顔役が候補者の顔觸を揃へ、一般有權者はその旨を諒解して、圓滿に投票を終るやうに、家父的指導の下にある所もあるのぢや。それだけに指導者の善し悪しで、町村制の運命は定まる譯で、悪ブローカーの排斥が最も大切とな

つて来るのぢやが、然うは言つても全部が金で動くものでもなし、又それ程金を撒いて選出される程、魅力のある地位でもない。たゞ極端に自覺の乏しい村や貧乏村などで、その上投票所まで行くのに一日もかゝるやうな交通不便な土地柄では、人情として當然の手間賃として小錢を授受することは有るかも知れん。之を防ぐ必要から投票所を増加して、投票の便を圖れといふやうな問題も起つて来る譯ぢや。

三 暴力行爲の初期選舉

憲法發布後二三回の選舉には、投票買収といふやうな弊害はなかつた。其の代り暴力行爲が幅を利かして、血なまぐさい騒動が方々に起つたものぢや。

大體今日の選舉に關係する者は、役人とか金持とかいつた手合が多いが、昔の選舉は民權自由の説を唱へた人々が指導者となつて、血の氣の多い若い者が専ら奔走しよつた。運動方法といふと戸別訪問が虎の巻で、演説會なんでものはネツカラ開かん。今でいふ座談會のやうなのが、チヨイ／＼行はれたに過ぎん。それに有權者の數が今日と比べてズツと少く、その少い有權者を目掛けて、暴力に依る争奪戦が公然行はれたのぢやから選舉といへばまるで戦争ぢや。

暴力行爲の初期選舉

三七五

戸別訪問
各戸を訪問
して何某を
投票して呉
れと言つて
廻ること。

記名投票
投票用紙へ
投票者の氏
名をも書い
てする投票

暴力行爲の初期選挙

其の上選挙は記名投票といふことに成つて居つたので、有権者も態度を曖昧にすることは出来ん。正面から談じ込まれると

「それでは何某に投票しませう」と、ハツキリした約束を豫めせねば成らん。すると今度は反對派の方から押し寄せて来よつて、若し否といつたら暴力に訴へて、前の約束を寢返らさうとするから、先へ約束した方では反對派に對抗しながら、自派で獲得した有権者を保護せねばならんことに成るのぢや。

かうなると有権者は誠に迷惑千萬な話で、毎日のやうに運動員に坐り込まれ、約束の判を取られたり脅かされたり、まるで命がけぢや。これだけ話せば當時の選挙がどんなものであつたか、凡そ想像はつくぢやが、参考のために具體的な實話を一つ述べて見やう。

自治制が布かれたのが明治二十二年で、其年の初めに仙臺市で市會議員の選挙が行かれた、市會の定員は三十六名、それが昔のことぢやから一級から三級までに分れて居つて、各級から十二名づゝの市會議員を選出することになつて居つた。

何をいふも仙臺市に取つては、開闢以來最初の市會議員選挙であるから、候補者も有権者も當局もトンと見當がつかんが、市役所派では代理書記をはじめ、書記などが一團となつて同志

會といふものを組織し、選挙民に手をつけ初めたので、反對派の方でも放つては置けん、中心會といふものを作り、百七名の有志が主唱者となつて同志會に對抗したものでぢや。

ところが外觀は中心會の方が優勢に見えるのぢやが、同志會の方では何といつても手が多いから、隅々までも能く行き渡る、それで三級選挙では同志會の勝利となつた。二級選挙になると中心會から先手を打ち、有権者の讒詰政策といふやつで、百名ばかりの有権者を、抱翠館といふ料理店へ集めて籠城させてしまつた。それから人相のよくない腕っ節の強い運動員を車に乗せ、その後へ澤山な空車を従へて町々を練り歩き、有権者を狩り出しては無理無體に空車に乗せ、一散に抱翠館へ走り込ませ、それを悉く讒詰にしてしまつた。

之を見て狼狽した同志會では、捨て置いては大變といふので、五城館といふ料理屋を借り受け、遅延ながらも中心會の向ふを張つて有権者を讒詰にしやうとしたが、手後となつて思ふやうには集まらん。それで抱翠館へやつて来て、ヤレ子供が大病ぢやの、お袋が急死したのと出鱈目な口實を設けて、讒詰にされとる有権者の切崩しを始めよつたので、中心會の方でも對抗策を講じ、玄關へ土地の俠客を頭張らせた上に、有権者との面會には一々立會人を立て、見張りさせ、本當に用事のある場合は貸切りの車に有権者を乗せ、護衛付きで外出を許すとい

暴力行爲の初期選挙

つた次第ぢや。

これぢや同志會の方でいくら手を廻しても、有権者を奪ふことは出来ん。その間抱翠館では仙臺中の藝者を狩り集め、酒を出して晝夜の別なくドンチャン騒ぎをさせて有権者を慰めるのぢやが、それでも有権者が逃出してはいかんと言ふので、夜は庭の隅々に篝火を焚いて警戒するといふ騒ぎぢやつたから、すぐ對岸にある第二師團では、夜討でも初つたのではないかと驚いたさうぢや。

合法的
法律に備れ
ぬやうにす
ること。

こんな有様なので反對派では、中心會は怪しからんと警察へ訴へたが、警察では中心會に同情を持つて居つたから「有権者を籠城させるのは善いか悪いか判らんが、合法的にやつるとる以上は取締る譯にはいかん」と突つ放してしまつた。そんな譯で此の確詰政策が見事に成功し、二級選挙では十二名の議員を全部中心會で獲得した。當時の選挙報告書の中に、抱翠館の籠城のことを「歡を盡し和を極むること三日二夜に及び云々」と書いてあつたさうぢや。まるで嘘のやうな話ぢやが、少しも掛引のない本當の事ぢや。

それに當時は御馳走も勝手放題ぢやつたから、懇親會なんかといつてドン／＼酒を飲ませたものぢや。これは明治三十年頃の總選挙の時の話ぢやが、日清戦争の功によつて貴衆兩院議員

天杯
天皇から賜
つた杯。

に對し、三組の銀杯を賜つた。其の時に議員であつた代議士が、次の總選挙に臨んだ時、天杯披露式といふのをやつた。高い壇を持つて紫の帛紗を掛け、三寶の上に、恭しく天杯を飾り立て、傍らには其れに代るべき普通の杯を置き、選挙人を集めて一人づゝ壇の上に登せ、天杯を拜しながら傍らの杯で、冷酒を頂戴するといふ仕組みぢやが、何しろ天杯を拜しながら酒を飲むのぢやから、誰だつて感激してしまふ。人氣の集まるのは自然の道理で、此の人はその時もマシマと當選したさうぢや。

初期の選挙には斯ういふ風に、暴力が横行したり、御馳走が流行つたりしよつたが、其の後は段々金持を漁つて立候補させるやうになり、暴力の代りに金が物を言ふやうになつて了つた。そこで投票の買収といふやうな、一大弊害が生ずるやうになつたのぢや。

四 政黨化された地方自治

今日でも選挙界の第一の弊害は投票の買収ぢやが、その次には選挙費の過大、官憲の干渉といふ弊害もある。

ところで投票の買収は多年の習慣として、殆ど公然の秘密となつとるから、投票を賣つた者

政黨化された地方自治

も別に悪いとは考へて居らん、日當でも貰ふやうに一圓か二圓の自腐金を貰つて、平氣な顔をして居る。それで投票賣買の弊害を矯正する爲め、各方面で熱心に唱導もする譯ぢやが、結果は反對に此の害が年々助長されて行きよる、まるで社會通念のやうになつとるから、いくら聲を喚らして見たところで蛙の面に水ぢや。

それで昭和十一年の第五十七議會では罰則を重くしたやうぢやが、罰則を重くした位で利目があるか何うかは疑問ぢや。もつと嚴重にして買収者や被買収者に對する、選挙権停止の期間を永くするとか、投票買収による多數の選挙違反者を出しよつた市町村や部落に對しては、選挙権の行使を停止するとか、色々の方法もあらうが、いくら法を嚴重にしたところで、それを潜る者があつては何んにもならん譯ぢやから、結局は何うしても人間の頭を改造するより外はあるまい。

次は選挙費用のことぢやが、これは現行選挙法に法定の標準があつて、先づ一萬圓内外で済むことになつとるが、實際は法定額で選挙費用を支辨し得る候補者は殆どないやうぢや、少くとも二三萬、少し多いのになると五六萬圓から十萬圓、中には二十萬圓も費つた人さへある。こんな莫大な費用が何處から出るかといふと、殆ど他人の懐ろから出るので、自分のポケット

罰則を規定した法律。

選挙費用選挙のため要する入費。

政黨内閣政黨によつて組織される内閣。

から選挙費用を出す候補者は、百人の中の三人か五人で、其の他の大部分は財界の人に無心したり、黨の幹部の補助を仰いだりしよる。それぢやから大政黨になると、一度の選挙に七八百萬圓といふ大金を要することに成るのぢや。ところが何の政黨だつて、金の生る木を持つとる譯ではないから、政黨の幹部はこの選挙費の才覚には憂身を費すことになるのぢやが、そこに色々な醜關係や悪因縁が結ばれることになるのぢや。

次は官憲の干渉といふやつぢやが、之は明治二十五年の總選挙以來、いつの時でも附物になつとるやうで、最近政黨内閣になつてからは、互に地方長官をはじめ警察官を交送したりして、人事上の仇討をしあつとる有様ぢや。その爲め地方官が政黨色を帯び、いづれかの政黨の同情者となつて公正な立場に居らず、一方に偏るから其の結果は、自然選挙干渉となつて現はれて來よるのぢや。

政黨内閣では政府と政黨と連絡を取り、意思の疏通を圖ることは已むを得んことぢやるが、選挙に際して内務省が選挙本部となり、與黨と協力して選挙事務を行ひ、反對黨を壓迫するなんてことは、立意政治を害毒するものと言はねばならん。公正な選挙さへ行はれるならば、内

務大臣に辛辣な、選挙の神様を迎へる必要もない筈ぢや。

五 地方自治を救ふ道

明治二十一年市町村制が發布せられた時、政府は「市町村制理由書」を發表したが、その一節に

機體
根本又は基礎。

國內の人民、各其の自治の團結を爲し、政府之を統一して其の機軸を執るは、國家の基礎を鞏固にせる所以なり、國家の基礎固くせんとせば、地方の區劃を以て自治の機體となし、其の部内の利害を負擔せしめざるべからず

上諭
陛下のおさとし。

とあり、更に明治二十三年には府縣制を實施して、地方自治の制度を整へたが、この地方自治の精神は、當時の上諭に示された御趣旨によると「地方公共の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進し、隣保團結の舊慣を尊重し、更に益々之を擴張する」にある。詰り自治の要旨は一般素人をして、其の地方の政治に當らしめ、自分達の共同生活を自分で處理する點にあるのぢやから、玄人の政治屋の行ひよる中央の政治とは、截然として區別すべきものなぢや。

黨争
政黨間の政治上の争ひ

従つて地方自治體には、中央政治の闘争を入れないのが理想であり、又その理想を實現する事によつて、自治の發達と地方の振興とを圖ることが出来るのぢやが、實際を見ると中央の黨争が地方政治に侵入し、府縣會でも市町村會でも、黨争が盛んに行はれ、特に府縣會は中央の黨争がそのまゝ反映して居る。

大體政黨なるものは、その地盤を地方に置いて居るが、此の地盤なるものは地方行政組織と同様、第一は市町村を基礎とし、次は府縣に進み、最後に中央に及んで居るのぢやから、政黨が黨の勢力を擴張せんとするには、是非とも市町村會や府縣會に多數を獲得せねばならんことになつて来る。それが爲め府縣會や市町村會の選挙にまで、政黨が侵入して激烈な競争をはじめ、單に地方黨員に限らず中央の幹部や、時には政府の大臣までが出馬して應援するやうな事にもなるのぢや。

政論
政治上の議論。

市町村や道府縣に於ける政黨の優勢は、中央に於ける政黨勢力の消長を左右するのぢやが、一地方の公益と全國の公益とは、必ずしも相關聯して居らん。地方の政治は中央の政論の外に立ち、地方公共の事務を處理するには、黨派の觀念を挾んではならんといふことは理窟に於ては正しいが、現代の實際政治では、全く之と反對な現象を呈して居る。殊に政黨政治の發達と

關係團結
相接して居
る者が互に
團結するこ
と。

政黨の領袖
政黨の幹部
となつて指
導する人。

官僚政治
官僚によつ
て行はれ役
人政治。

普通選挙法
の法律案。

共に、政黨色が次第に濃厚となりよるのが現代の實状ぢやから、選挙に依つて出る道府縣議員や、市町村會議員や、市町村長が政黨色で彩られることは已むを得んことかも知れん。

然し中央の政争が激しくなつて、それが地方へ波及したり、地方が其れを學んだりしよる結果は、地方共同の利益も、衆庶民衆の幸福も、隣保團結の美風もいつかは破壊せられて、遂には自治體の本義を蹂躪し、地方を救ふべからざる窮地に陥れることに成るので、地方自治のためにも、國家憲政のためにも愷しいことぢや。

此の現象を取り除くことは仲々困難ぢやが、中央の政争が地方や國家の利害に、どんな影響を及ぼすかといふ事を考へたら、至められた地方政治を矯正する方法を考へることが緊急な問題となつて來よる。現に多數の町村の中には此の弊を認めて、地方政治の改善と刷新とを圖つて居る所も少くないやうぢや。

ところで此の域に達するには其の地方の人々が覺醒して努力することが、先づ何より大切ぢやが同時に、政黨の領袖や公正な識者が、能く考へて相共に提携努力し、舊來の弊風を除くことに乗出さんといかん。大體地方自治なるものは、官僚政治の弊害に對する防衛として興つたものなんぢやが、今では其の地方自治が政黨のために破壊されると言ふのは、何うも矛盾し

た話ぢや。

選挙法の話をするとして、前奏曲が馬鹿に長たらしくなつたが、此の邊で本舞臺に取りかゝることゝしやう。

六 普通選挙法生みの苦しみ

現行の普通選挙法が初めて帝國議會に顔を出しよつたのは、明治二十六年の第十八議會の時ぢやから、考へて見ると随分古い話ぢや。此の時の普通選挙案といふのは「納稅資格の撤廢、大選挙區制の採用、二十五歳以上の男子」といふのであつたが、まだ問題にはされなかつた。

第二回目は第二十四議會で、此の時提出された改正案も大方前と同様なものであつたが、これは直ぐアツサリと否決された。次は第二十五議會で引續いて前と同様な案が出され、これは未決といふことになつたのぢやが、第二十七議會になると、不思議にも右と同じ普通選挙案が、壓倒的の多數で衆議院を通過してしまつた。

ところが貴族院では猛烈に反對しよつたので物にならず、惜しい所で立消えとなり、其の後は暫く鳴りを靜めて、時機の到來を待つといつた運命の下に置かれた。然し何といつても、普

選挙は時勢の要求であつたから、貴族院で葬られたに拘らず國民の普通選挙熱は高潮し、新聞紙なども亦その必要を力説したが、果して第四十一議會になると、民衆の熱烈な後援の下に、普通選挙案が又々ヒヨツコリ頭を出したものでや。

それに對して議場では、火花を散らすやうな論戦が始まつたが、結局時機尙早論者のために破れた。それでも政友會から提出しよつた、納税資格三圓案だけは通過したのちやから、普通選挙案そのものは破れても、選挙権は著しく擴張されることになつた。

次の第四十二議會になつて國民黨から「納税資格の撤廢、滿二十五歳以上の男子、大選挙區制」といふ普通選挙案が、突如として提出されたが、この案の討議中に議會が解散を喰つたので、又々お流れとなつてしまつた。第四十三議會と四十四議會とは普通選挙案に利なく、次の第四十五議會となつて憲政會は「獨立の生活説」を抛ち、國民黨も亦「滿二十五歳以上説」を捨て、双方の提携が始めて成立した結果、在野黨の普通選挙統一案が初めて出来上つたので、四日間討議を續けたが、結局は可とする者百四十七に對し、否とする者二百十三の多數で否決となつた。

第四十六議會では此の案が問題となつて、在野黨から「納税資格撤廢、滿二十五歳以上の男子、大選挙區制」の統一案が出されたが、これも即決否決といふ惨めな結果に終つた。四十七

納税資格
少によつて
定まる。

解散
憲法第七條
によつて議
會が消滅す
ること。

資金政治
金力によつ
て左右され
る政治。

制限選挙法
納税や財産
等に依つて
有権者を限
定する選挙
法。
等差選挙法
一人で二票
以上も投票
する者もあ
る選挙法。

議會は震災後の復興議會ぢやつたから、普通選挙どころの騒ぎでなく、次の四十八議會も開會後、間もなく解散となつたので、普通選挙の字も出ななだ。
ところが總選挙の結果、政府の敗北となつて内閣は倒れ、大命が憲政會に降つたので、憲政會と政友會と舊國民黨を包含する護憲内閣が成立することになり、大正十三年の第四十九議會に臨んだ譯ぢやが、政府の聲明によつて、普通選挙案は第五十議會に提出されることとなり、豫定通り第五十議會で兩院を通過し、初めて其の成立を見ることになつた次第ぢや。
選挙の純潔と選挙界の廓清は、議會政治の要訣ぢや、情實政治、資金政治は本當の議會とは言へん。それぢやから普通選挙法では此の點に色々規定を設け、飽くまでも選挙の公正を期することになつて居る。

七 普通選挙法の特徴

普通選挙法といふのは一定の納税、財産、教育、殊に納税の資格のある者にだけ選挙権を與へる制限選挙法とか、一定の資格のある者は、例へば一人で二票も投することが出来るといふやふな、選挙人の選挙権に區別をつける等差選挙法等に對立して、一定の年齢に達した國民

普通選挙法の特徴

は、原則として平等に選挙権を與へる選挙法のことぢや。

然し同じ普通選挙法と言つても、どれだけの方が選挙に参加することを認めるかといふ實際問題となると、色々の原因により國に依つて多少は違つて居る。

第一の原因は男子にだけ選挙権を與へるか、男女共に與へるかといふ點にあるのぢや。

第十九世紀の末に至るまでは、一般に普通選挙といへば、男子にだけ選挙権を與へることを意味し、女子は問題とされて居らなかつたのぢやが、第二十二世紀に入つて來ると、女子にも

選挙権を與へる國が出來て來たので、普通選挙といふ中に男子だけに選挙権を認めるものと、男女共に認めるものとの相違が生じて來たのぢや。

第二の原因は選挙権者の年齢を、何ういふ風に定めるかといふ問題から起るもので、これも亦選挙人の範圍に差異を生ずるのぢや。

次は選挙人が一定の期間、同じ選挙區に居住しとることを、選挙資格の要件とするか否か、原因となりよることもあるし、又例外的には選挙権を與へないもの、詰り缺格原因の如何によつて、選挙人の範圍が違つて來るのぢや。

こんな譯ぢやから普通選挙法といつた所で、或る一定の實質を持つとる制度と考へることは

缺格
資格を失ふ
こと。

出來ん。納税とか教育とか財産とかの資格による制度とか、等差とかを排して原則として、一般國民に平等に選挙権を與へるといふ、漠然とした意味を持つとるに過ぎんのぢや。

此の普通選挙法は第十九世紀の初め、米國の諸州に採用されたのを皮切りとして、一八四八年にはフランスに行はれ、次はスエズにでも行はれた。

歐洲大戦後は先づ英國が此のお仲間入りをしたのを始めとして、世界各國ともに普通法を採用するやうになつたのぢやから、今では普通法の實施は、世界の趨勢といつてよいのぢや。

八 選挙権と被選挙権

現行の我が選挙法では、帝國臣民である男子である以上は、満二十五歳以上になれば原則として平等に選挙権が與へられるし、満三十歳以上の者であれば、これ亦平等に被選挙権を與へられることになつて居る。

詰り納税資格の制限もなければ、獨立の生計といふやうな條件もなしに、男子である限りは、選挙人名簿調査の日に於て、満二十五歳以上であれば参政権が與へられるのぢやし、選挙の期日に於て、満三十歳以上の男子でさへあれば、必ず被選挙権が與へられるのであつて、普

参政権
國家の政治
に參與する
權利。

選挙権と被選挙権

通選挙法と言はれるのはそれが爲めぢや。

然し右の年齢に達しよつた者でも、或る一定の状態にある者は、選挙権も被選挙権も與へられん場合がある。缺格者とか準缺格者とか言はれる者とか、或は一定の公務に在るがために、被選挙権を有せないと云ふのがそれで、これを選挙権の停止と言つて居る。

それでは一身上の状態によつて、どんな者が缺格者となるかと言ふと、選挙法第六條で次の如く規定して居る。

破産者
裁判所から
破産の宣告
を受けた者

- 一、禁治産者及び準禁治産者
- 二、破産者にして復権しない者
- 三、貧困により生活のため公私の救助を受け、又は扶助を受ける者
- 四、一定の住居を有しない者
- 五、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者
- 六、皇室に對する罪、外患に關する罪、放火及び失火の罪、通貨偽造の罪、文書偽造の罪、有價證券偽造の罪、印章偽造の罪、偽證の罪、誣告の罪、瀆職の罪、物盜及び強盜の罪、詐欺及び恐喝の罪、横領の罪、贓物に關する罪を犯し六年未滿の懲役に處せられ、其の執行を

終り、又は執行を受くることなきに至つた後、其の刑期の二倍に相當する期間を経過して居ない者(尤も其の期間が五年より短い者は五年を経過せねばならん)

一、六年未滿の禁錮の刑に處せられたり、前に掲げた以外の罪を犯し六年未滿の懲役に處せられ、其の執行を終り、又は執行を受くることなきに至るまでの者

右の缺格條項中の第三「貧困により生活のため、公私の救助を受け又は扶助を受ける者」と言ふことについては、立法當時から問題となつて、その爲め兩院協議會まで開き、一時はこの問題のため、普選案が不成立になるのではないかと危まれた程の條項ぢや。

大體此の條項は文句がやゝこしくては一寸判りにくいが、兎も角自分の力によつて、衣食することの出來んやうな者は、國家の政治に參與する資格はないといふ精神ぢや。それぢやから公私の救助や扶助を受けても、貧困者でない者とか、生活上の救助や扶助を受けん者なら缺格者とはならんぢや、例へば

- 一、戸主と協力して家業に従事する家族
- 二、一時的の罹災救助を受ける者
- 三、法律上の權利として扶助料を受ける者

罹災救助
火事や地震
等の罹災者
を救助する
こと。

四、學生や生徒が戸主や父兄から學費を受ける場合

之等は何れも貧困に基くものでは無いのちやから、救助や扶助を受けたところで缺格者とはならん。又給費生なども、直接貧困によつて給與を受ける者ではないから缺格者ではないのちや。

それでは何んな者が此の條項に當てはまるかといふと

- 一、恤救規則によつて施與を受ける者
 - 二、公設救貧院に收容されて居る者
 - 三、私設の慈善團體の保護を受ける者
 - 四、乞食をする者
 - 五、隣佑の喜捨や合力で生命を保つ者
- 等ちや。次に缺格條項の第四に「一定の住居を持たぬ者」といふのがある。この住居は法律語としては新造語ちやが、民法には「住所」といふ語があつて「各人の生活の本據」と定義されて居るから、民法學者は生活の本據でさへあるなら、必ずしも有形的の設備は必要とせんやうに解釋されとる。

給費生
政府から一定の學費の支給を受けて修學する者。

然し選舉法ではそれは不都合だといふのちや。例へば寺院の床下に寢起して居つたり、土管生活をして居つたり、橋の下の蒲鉾小屋を塙にして居つたり、竹籤などに席を敷いて住んで居つたりなどは、何う考へても生活の本據と解する譯にはいかん、そこで選舉法では抽象的な生活の本據以外に、有形的な居住設備を要件とせねばならんといふので「住居」といふ文字を用して居るのちや。

詰り住居とは有形的な設備を施したすまゐのことと解釋すれば間違はない。それちやから船頭衆は船舶を家として居つても選舉權は認められるし、學生などは下宿屋住ひをして居つても、それが比較的永続的でさへ有れば矢張り選舉權は與へられる譯ちや。

身分や職務のため次に掲げられる者は、準缺格者として選舉權も被選舉權も與へられて居ら

- 一、華族の戸主
- 二、陸海軍人にして現役中の者(まだ入營しない者や歸休中の下士官は除外される)
- 三、陸海軍人にして戦時又は事變のため召集中の者
- 四、兵籍に編入された學生、生徒(本法施行令第三條の者は除く)、志願によつて國民軍に編入

歸休中
滿期以前に
除隊となつ
て居る間。

された者

選舉權には關係なく、單に被選舉權だけ停止される場合もある。それはどんな事かといふと一、選舉事務に關係ある官吏及び吏員は、其の關係區域内では被選舉權は持たぬ。

選舉に關係ある官吏、吏員といふのは府縣知事、市町村長（これは選舉長や投票管理者となる）又は知事や市町村長の命令によつて選舉事務に従事する官吏、吏員のことぢや。

尤も投票立會人や、開票立會人や、選舉立會人などは吏員でないから、其の被選舉權は停止されるやうなことは無いし、選舉に關係ある官吏や吏員でも、其の關係區域外では被選舉權は認められるのぢや。

二、在職の官内官、判事、検事、行政裁判所長、評定官、會計検査官、收税官吏、警察官吏

臺灣や朝鮮等の屬領では判事とか検事とかの名稱はないが、これに相當する官吏は同様に被選舉權はないのぢや

三、行政官吏、國務大臣、内閣書記官長、法政局長官、各省政務次官、參事官、總理大臣

秘書官、各省秘書官等のうち所謂政務官は議員を兼ねることが出来るが、其他の官吏は在職

中は議員を兼ねることは出来ない

四、府縣會議員も衆議院議員を兼ねることは出来ないが、市町村會議員は兼務を認められて居る

以上の如く二十五歳以上の男子であれば、原則として選舉權を與へられ、其の中には缺格者もあるが、人口に對する有權者の割合は、大體百人中二十四人見當になつて居る。普通選舉とならん前は、有權者の割合はその四分の一にも足らなんだのだから、夫れに比べると國民の選舉權は著しく擴張されたことになるが、それでも諸外國に比べると、まだ劣つて居る。

例へば英米獨の諸國では、婦人にも參政權を認めて居る關係上、人口に對する有權者の割合は獨逸で百分の六十、英國で百分の五十、米國で百分の四十二となつて居るし、婦人の參政權を認めて居らん國でも佛國は二十七パーセント、伊太利は三十四パーセントと言つた工合ぢや。

尤も之れは年齢その他の、缺格條項の定め方が違つとるから、日本に比べて有權者の率が高いことになつて居るのぢや。

參政權
國家の政治
に參與する
國民の權利
缺格條項
資格を失ふ
所の條件の
こと。

九 選舉區と議員の頭數

選舉區に關することは、選舉法中の最も重要なものぢやが、我が國では一府縣を一選舉區と

選舉區と議員の頭數

大選挙区
一府縣を一
つの選挙区
とするもの
小選挙区
一郡又は二
郡から一人
の代議士を
出す選挙区
中選挙区
一選挙区か
ら数名の代
議士を选出
する選挙区

するものを大選挙区といひ、一郡とか二郡とかの範囲で、定員一人を一選挙区とするものを小選挙区と言つて居る。

改正前は小選挙区制を採用して居つたが、普選法では大選挙区と小選挙区との中間にある、中選挙区制による事に成つた。これはどんな制度かといふと、一つの選挙区から三名とか五名とかの、代議士を選挙する制度のことぢや。詰り各府縣に對し、人口十二萬につき、四拾五人法で一人の議員を割當て、一府縣では更に各市郡を單位として、三人又は五人の代議士を選出する選挙区を作るのぢや。

尤も一府縣から選出する議員が、五名以下である場合は、その一府縣を一選挙区とするので、現在のところ山梨、滋賀、福井、鳥取、奈良、宮崎、沖縄の七縣だけが、一縣一選挙区となつて居る。又舊法で市區を獨立の選挙区として居つた制を撤廢し、是等の市では其の設置前に屬して居つた郡の中に入れることになつた。その結果議員數と選挙区數は

- 三人選出が五十三區で百五十九人
- 四人選出が三十八區で百五十二人
- 五人選出が三十一區で百五十五人

計百二十二區、四百六十六人といふことに成つた。之を前の議員定數四百六十四人に比べると、二人だけ殖えた勘定になるのぢや。

一〇 選挙人名簿

衆議院議員選挙人名簿は、選挙権を持つて居る者を登録する帳簿で、この帳簿に登録された者だけが選挙権を有し、之を有効に行使し得ることを、國家から確認されたことになるのぢや。

それぢやから實際は選挙権を持つて居る者でも、何かの間違で此の選挙人名簿に登録されなかつたならば、いくら理窟を言つたところで、投票することは許されんのぢやから、此の名簿の作製といふことは、國民の權利に重大な關係を及ぼして來よる譯ぢや。

それでは此の名簿は、何ういふ工合にして作製されるかといふと東京、大阪、京都の三大都市では區長、其の他は市長や町、村長が、毎年九月十五日の現在によつて、其の日まで引き續き六個月以上、其の市町村に住居して居る者の選挙資格を調査し、十月三十一日までに調製することになつて居る。

此の選挙人名簿には選挙人の氏名、住居、生年月日が記載されるのちやが、斯うして作られた名簿は、其の年の十一月五日から向ふ十五日間市役所、町村役場又は指定された場所に於て、一般公衆に縦覧させ、各人をして自分が記載漏れになつて居らんか何うかを、確かめさせることに成つて居るのちや。選挙人は此の期間を忘れず、所定の場所へ行つて名簿を見なくては成らんが、見た上で萬一記載漏れになつて居つたり、誤つて記載されて居ることを發見した場合は、其の縦覧期間内に理由書に證據を添へ、修正方を市町村長に申立てることが出来る。市町村長は此の申立に對しては、理由書や證據を調べた上、その日から二十日以内に、申立を正當なりと認められた場合は名簿を修正し、その旨を申立人や關係者に通知すると共に之を告示する。反對に申立を正當ならずと認められた時は、その旨を申立人や關係者に通知するのちやが、此の場合申立人や關係者の方で、市町村の決定に對して不服があつたら、通知を受けた日から七日以内に、市町村長を被告として、地方裁判所へ出訴することが出来る。此の出訴に對する判決については、申立人や關係者の方で不服があつても、之を控訴することとは許されんが、直接大審院へ上告することが出来るやうになつて居る。此のやうにして選挙人名簿は確定するのちやが、この名簿は次の年の十二月十九日まで据置

再選挙
當選者補充
のために行
ふ選挙。

一一 選挙の種類

きとなり、其の間に選挙が行はれるとなると、總選挙は勿論のこと、補缺選挙でも再選挙でも、必ず此の据置名簿に依つて行はねばならんのちや。

- 一、**總選挙**
一口に選挙と言つても、それにも色々の場合があつて、今の所その種類が
- 二、**再選挙**
- 三、**補缺選挙**

に分れて居る。總選挙は全部の議員を選挙すること、議員の任期が無事終了したとか、任期はまだ終らんが、衆議院が解散を命ぜられたとか言ふ場合に行はれるのちや。再選挙は當選人を補充する爲めに行はれるもので、例へば當選人が一定の人員に足りなかつたとか、當選人がその當選を辭退したとかの場合に行はれる。又補缺選挙は死亡とか辭職とかによつて、議員が缺員となつた場合、それを補充するために行はれる選挙ちやが、當選人や議員が缺員となつた場合でも

- 一、選挙を行ふことなくして當選人を定め得られる場合
- 二、當選又は議員の缺席事由が、議員の任期満了六箇月以内に生じた場合
- 三、補欠選挙では其の選挙区内で、缺員が二人に達するまでは行はない規定ぢや。

一一一 選挙の期日

議員選挙の期日については、総選挙の場合と、補欠や再選挙との場合によつて違つて居る。総選挙については

- 一、議員の任期満了によつて行はれる場合は、任期の終つた翌日に行はれるのが原則となつて居るが、特別の事情ある場合は、任期の終つた日から、五日以内に行つても差支のないことに成つて居る。

議會開會中とか、議會閉會の日から二十五日以内に議員の任期が満了する場合は、例外として其の時の総選挙は、議會閉會の日から二十六日以後、三十日以内に之を行ふのぢや。

- 二、衆議院が解散を喰つた爲め総選挙を行ふ場合は、解散の日から三十日以内に議員を選挙せねばならん。

右のやうに選挙期間を限定したのは、選挙運動の期間を短縮して、間接に選挙競争を金力競争や、資力の争闘の弊に陥らしめなためぢやが、何れの場合でも総選挙の期日は勅令で定められたもので、詔書によつて少くとも選挙期日二十五日以前に、その事が公布されることになつて居る。

再選挙や補欠選挙などになると事情が又違つて居る。法律上再選挙や補欠選挙をやらねばならん事由が生じ、それを行はねばならん状態に至つたときから、二十日以内に選挙を行ふのぢやが、この選挙の期日は地方長官の告示によつて定まり、告示は選挙の期日から少くとも、十四日以前に爲さねばならん事になつて居る。

一一二 議員候補の届出

議員候補である所の地位や資格は、これを届出ることによつて始めて取得するのぢやが、其の届出の方法には、自分自身を候補者として届出る場合と、他人を議員候補者として推薦届出る場合との區別がある。

何れの場合でも届出は選挙長にするのぢやが、推薦届出の場合はその推薦される者は、選挙

人名簿に記載されたる者でなくてはならん。議員候補者の資格は、この届出が法律上有効に爲された時に、當然發生するのちや。

届出の期日については「選挙の期日の公布又は告示ありたる日より、選挙の期日前七日まで」といふのが原則ぢやが、法律に規定されたる特殊の場合には、例外として此の届出の期間が延長されて、選挙の前日まで届出が出来ることになつて居る。

議員候補者の届出をするについては一つの条件があつて、選挙法第六十八條に「議員候補者の届出又は推薦届出を爲さんとする者は、議員候補者一人につき二千圓又は、之に相當する額面の國債證書を供託することを要す」と規定して居る通り、一人につき二千圓を供託せねばならん。これは泡沫候補者や賣名的候補者の亂立を防ぐ精神から出たものぢやが、それだけの保證金を積んで置いて選挙が行はれよつた際、議員候補者の得票数が、其の選挙区内の議員の定数で、有効投票の總数を割つて見て、十分の一にも達しなかつた場合とか、選挙期日十日以内といふ切破詰つた間際になつて、議員候補者を辭した場合とかは、保證金は政府に没收されるのぢやから、人氣のない候補者になると、折角苦勞して運動した結果選挙には散々の體たらくで落選するし、その上二千圓の保證金まで没收されるわと言ふことになつて、泣面を鋒に刺され

公布
官から一般
にふれ知ら
すこと。
告示
官から公衆
に知らすこ
と。
國債證書
國家から發
行する債券

たやうな目に逢はねばならんのぢや。

此の議員候補者制度には、いろ／＼な法律的效果が附與されとるが、その主要なものを言ふなら

- 一、議員候補者である所の地位を得た者でなくては、絶対に當選人たり議員たることは出来な
- 二、法律で定めた方法によつて、届出のあつた議員候補者の数が、その選挙に於ける議員の定
- 數を超えない時は、其の選挙区では投票を行はなで、直ちに其の議員候補を以て、當選人と定め得る便法が認められて居ることなどぢや。

一四 選挙に関する機關

衆議院議員選挙を統轄する、最高の機關は内務大臣ぢや。其の下に各地方長官があつて、其の管轄区内に於ける、選挙事務を統理して居る。又その下には選挙の實際的の事務を掌理するため、選挙法の規定によつて多くの機關が置かれてあるのぢや。

選挙に関する實際的の機關は、之を投票事務に関する機關と、開票事務に関する機關と、選挙

議員候補の届出

會事務に關する機關とに分つことが出来る。

投票事務に關する機關のうち重なるものは何かといふと、投票管理者と投票立會人ちや。投票管理者は投票に關する事務を擔任し、投票所の事務を管理する機關で、これには市町村長を充てるのが原則となつどるが、一つの市町村を二つ以上の投票區に分けて投票する場合は、一投票區だけを市町村長が管理し、其の他の投票區の管理者は、地方長官が別に官吏又は吏員の中から指定することになつて居る。

又二つ以上の市町村を合せて一投票區とするやうな場合がある。こんな時の投票管理者は、地方長官が關係市町村長の中から、一人を選んで指定するのちや。

投票立會人は投票事務執行の公正を期するため、之れに立會ふところの國家機關で、原則としては議員候補者から、之れを届出ることになつて居る。

選挙法第二十四條 議員候補者は各投票區に於ける、選挙人名簿に記載せられたる者の中より、本人の承諾を得て投票立會人一人を定め、選挙の期日前二日迄に、投票管理人に届出づることを得云々。

然し選挙法では投票立會人は、最少限度に於て三人あることを絶対必要として居るのちやか

國家機關
の政治上
の機關。

支廳長
北海道廳の
各支廳の長
官。

ら、届出による立會人が三人に達しない場合には、投票管理人は其の選挙區の選挙人名簿に記載された者の中から、三人に達するまでの投票立會人を選任して、其の缺を補ふことが出来るのちや。

開票事務に關する主な機關は、開票管理者と開票立會人ちや。開票管理者は開票に關する事務を統理するのちやが、開票區を構成する區域の種類に依つて、多少違つて居ることがある。

例へば市の區域が開票區である場合は、開票管理者は市長、支廳長管轄區域が開票區である場合は、支廳長が開票管理者となるのちやが、其の他の區域を開票區とする場合は、地方長官の指定した官吏が、開票管理人となるのである。

選挙會の事務に關する主な機關としては、選挙長と選挙立會人とがある。選挙長は選挙に關する事務を擔任する機關ちやが、その選挙長たる者については、選挙區を構成する區域の種類によつて同一でないことは、開票管理者の場合と同様ちや。具體的に言つて見るならば、一縣が一選挙區である場合は、その選挙長は地方長官、一市が一選挙區である場合は市長、數市(區)が一選挙區である場合は、關係市長の中から地方長官が指定する。又北海道の選挙區のやうに、選挙區が支廳管内や市に涉つて居る場合は、關係支廳長又は市長の中から、地方長官

が指定するし、其の他の場合は地方長官の指定する官吏が、選挙長になることになつて居る。

一五 一般投票に就ての心得

「選挙は投票によつて行ふ」といふのが、我が選挙法上の鐵則ぢや。それでは其の投票は何ういふ工合に行ふかといふと、先づ選挙の當日になつたら、選挙人は自身で投票所へ出掛けて行つて、選挙人名簿の對照を経た上で清き一票を投するのであつて、代人で投票させることは絶對に出来ん。

この場合投票管理者は、必要ありと認められた場合は、投票所入場券とか到着番號札を、選挙人に交付することが出来る。又選挙人がやつて來よつたならば、投票管理者は投票立會人の前で、選挙人を選挙人名簿と對照した後投票用紙を交附して投票させるのぢやが、若し投票管理者の方で、投票しやうとする選挙人が、果して本人であるか何うかを確認することの出来ん場合は、選挙人について本人に間違ひないことを宣言させるのである。

この場合その宣言をしよらん者は、たとへ選挙人に相違なくとも投票することは出来んし、又虚偽の宣言をした者は、百圓以下の罰金に處せられることになつて居る。

不在者投票
選挙人が投票所へ出頭せずに行ふ
特殊投票法

投票拒否
投票管理者が故障を唱へて選挙人の投票を拒むこと。

投票の仕方は投票管理者から與へられた投票用紙に、議員候補者一人の氏名を記載して、投票筒に入れよばよい。投票者自身の氏名を書いたり、議員候補者二人以上を記載したりしよると、折角投票した清き一票も無効となるのぢやから、餘計な事は書かんやうにせんといかん。詰り投票は一人一票、本人自書、單記無記名といふのが原則になつて居るのぢやが、自分が投票した者については、何者から尋ねられても被選挙人の氏名を告げる義務は無いのである。以上は一般投票についての心得ぢやが、この外にも假投票、點字投票、不在者投票といふやうな特殊なものもあるから、次に一通りそれらに就いて話を進めやう。

一六 特殊投票の心得

投票拒否の決定を受けた選挙人とか、投票立會人の方で、投票をなさしめることについて、異議のある選挙人とかに對しては、假りに投票させる場合がある。之れが假投票といふやつぢや。

大體選挙人名簿に載つて居らん者は、選挙権を行使することは出来んが、名簿に載つてさへ居るなら、絶對に投票が出来るかといふと、穴勝ち然ういふ譯のものでもない。名簿にはチヤ

ンと載つて居つても、實際は名簿に載せてならん者があつたり、選挙の當日に至つて、破産者となつたり受刑者となつたりして、選挙権を失ふやうな者も現はれて來よる。

こんな事情のある場合は、投票管理者は投票立會人の意見を聞いた上で、投票拒否の決定をしよるが、選挙人の方で此の決定に不服であつたならば、投票管理者は假りに投票させて置いて、開票の際開票管理者の決定を待つちや。

此の假投票は投票函には入れないで、封筒に入れて封緘し、表面に選挙人の氏名を書かせることに成つて居る。投票立會人の方で異議のある場合も、之と同様の方法によつて假投票を行はせ、開票の際開票管理者の方で、其の效力を定めるのちや。

候補者の氏名さへ書くことの出來んやうな明目は、いくら投票したくとも投票することは出來んが、盲人で點字を書くことの出來る者は、投票することは出來る。尤もそれについては一、盲人に限る、

二、點字投票をするには、本人から其の旨を申立てねばならん

三、投票に用ひる點字は、選挙法施行令の別表に定められた點字でなくてはならん

といふやうな條件がついて居るから、どの種類の點字でも差支ないといふ譯ではない。普通

積石數
石數で船舶
の積積量を
定めたもの

軍艦
軍艦に屬し
て居る非戦
闘員。

の文字でさへ有るなら、假名で書いても差支なく、又ローマ字でもよいと解釋されて居る。

投票は前にも言つた通り、選挙當日日本人が投票所へ出掛けて行つて爲さねばならんが、然うなると船員とか鐵道乗務員等のやうに、其の職務の關係上當日投票所へ行くことの出來ん者は、何うなるかといふ問題が當然起つて來よる。現行の選挙法では此の問題を解決する爲め、特に不在投票の制度を採用して居る。其の條件は

一、湖川、海灣のみを航行する船舶、總噸數二十噸未満又は、積石數二百石未満の船舶端舟、其他船權のみで運轉し、又は主として船權を以て運轉する舟を除き、日本船舶の船員、又はその船舶に乗務する常況にある者、船内従業中であること。

二、前號の船舶を除くの外日本船舶で、總噸數五噸以上又は、積石數五十石以上のもの、船員又は、其の船舶に乗務する常況にある者、船内従業中であること。

三、鐵道列車に乗務する常況にある鐵道係員、郵便取扱員其他、鐵道列車に乗務すること。

四、陸海軍を人にして演習召集中又は、教育召集中であること。

五、艦船乗員である軍屬、海上勤務中であること。

特殊投票の心得

右に列記した者は其の職務上、選挙当日投票所へ出掛けて行つて投票することは出来んから、投票期日前に投票管理者から、不在者の使用する投票用紙と封筒を請求し、船長其他施行令の規定によつて、特別管理者となつて居る者の管理の下に、其の投票用紙に記し、それを特別管理人に提出すると、特別管理人から選挙人の属する、投票管理者へ送致する組織となつて居る。

一七 投票の終了

投票所を閉つべき時刻については、選挙法に次の如く規定されて居る。
 選挙法第二十三條 投票所は午前七時に開き、午後六時に閉づ。
 此の時刻になると投票管理者は、其の旨を告げて投票所の入口を閉め、尙ほ投票所に残つて居る選挙人が、残らば投票を終るのを待つて投票函を閉鎖するのぢや。
 それから管理者は投票録を作り、投票に関する顛末を記載して、投票立會人と共に之に署名する。そして一人又は數人の投票立會人と共に投票函、投票録、選挙人名簿を纏めて開票管理者の許に送るのぢやが、其の期日は町村の投票区ならば投票の終つた翌日まで、市の投票区な

らば投票の當日といふことになつて居る。

一八 當選者の決定

投票が終つたならば其の結果を調査して、當選人を決定せねばならんが、此の當選人決定の事務は、開票事務と選挙會の事務とに分れて居る。
 開票事務は投票を點檢し、其の開票区内に於ける各議員候補者の、得點數を決定することが其の本體で、これは開票所に於て開票管理者が、開票立會人立會ひの下に行ふのぢや。
 開票所は支廳、市區役所又は開票管理者の指定した場所に設けられるが、選挙人は開票の參觀を求めることが出来る。投票函が投票管理者から、開票管理者の許に送られると、開票管理者は全部の投票函の送致を受けた日の翌日、開票立會人立會ひの上で投票の點檢を行ひ、開票立會人の意見を聞いて、各議員候補者の得票數を決定し、その結果を選挙長に報告するのである。

次に選挙會の事務は、當選人を決定することにあつて、選挙會場で行はれるのぢや。選挙會場は縣廳、支廳、市區役所又は選挙長の指定した場所に設けられるが、選挙人はこの選挙會の

得票數
投票を得た
數。

参観を求めるとも出来る。

選挙長は各開票管理者から報告を受けた日又はその翌日、選挙立会人立会ひの上で總ての報告を調査し、各候補者の得票数を決定して、その選挙区に於ける當選者を決定するのちやが、無投票當選の場合は、選挙の期日より五日以内に選挙會を開き、選挙立会人の意見を聞いて、議員候補者の被選挙權の有無を決定し、その上で當選者を定めることになつて居る。

衆議院議員の選挙で當選者を定める原則は、比較的多數主義によつて居るが、この原則中には法定得票数の制限が加味されて居る。詰り有効投票の最多數を得た者から、次第に當選人を決定して行くのちやが、この方法によつて當選者と決定されるには、選挙区内の議員の定數を以て、有効投票の總數を割つて見て、その得た數の四分の一以上の得票があることが必要となつて居る。

例へば或る選挙区内の議員の定數が四人で、有効投票數が二萬票あつたと假定するなら、この投票を議員の定數で割ると五千票となり、更らにそれを四で割ると一千二百五十票となるから、此の選挙区では一千二百五十票以上の得票数を得た候補者でなくては、當選者として決定される譯にはいかんのちや。

無投票當選
議員の定數
より候補者
の數が超過
しないため
投票を行は
ず當選者と
なること。

又右の比較多數の原則適用により當選者を定める場合、同數の得票者が二人以上ある時は年長者を當選者とするし、生年月日も同じ場合は、抽籤によつて選挙長が當落を定めることになつて居る。

此のやうにして當選者が決定すると、選挙長から直接本人に對し、當選したことを通知し、同時に當選者の氏名を告知するのちや。

此の場合通知を受けた當選者は、二十日以内にその當選を承諾するか否かを、選挙長に届出ねばならん。若しその期間内に此の届出を怠つたならば、當選を辭したものと同看做されるのである。

當選者が當選を承諾すれば、初めて衆議院議員である地位を取得するのちやから、地方長官は之に當選證書を與へ、その氏名を告知すると同時に内務大臣に報告し、こゝに全く選挙に關する事務が終ることになるのちや。

議員の任期は四年とし、總選挙の日から起算することに成つとるが、若し議會開會中に其の任期が終る場合は、議會閉會の日まで存続する特例が認められて居るし、補缺選挙によつて議員となつた者に對しては、その前任者の殘存任期だけ議員として存在するのちや。

一九 選挙に関する訴訟沙汰

選挙の執行は最も公正厳肅に行はねばならんから、萬一適當でないことが發見されたならば、當然是正する方法が講ぜられなくてはならん。

それで選挙法には、選挙に関する訴訟を規定して居る。この訴訟は選挙無効訴訟、當選訴訟、特別訴訟の三種に分れるが、何れも大審院に訴出することが出来るのちや。

選挙無効訴訟といふのは、選挙の效力に関する訴訟で選挙人、議員候補者が原告となり、選挙長が被告となつて居る。出訴期間は選挙の日から三十日以内のちや。此の訴訟で事實を審理した結果、選挙が其の手續を誤つた點があつて、それが爲め選挙の結果に異動を生ずる恐れがあつた場合は、その選挙の一部又は全部を無効とする判決が下されるのちや。

當選訴訟は當選の效力に関する訴訟で、その原告は「當選を失つた者」であり、被告は當選人の當選を攻撃する場合には當該當選人、選挙長の行爲を攻撃する場合は當該選挙人ちや。出訴期間は當選人の告示があつた日から、三十日以内といふ事になつて居る。此の訴訟で原告の申立に理由があれば、當選無効の判決を下すのちやが、事實審理の過程に於て、其の選挙が選

出訴
訴訟を起す
こと。

挙の規定に違反し、その爲め選挙の結果に異動を生ずる恐れのある時は、選挙の全部又は一部を無効とする判決を下しても差支ないことになつとる。

特別訴訟には選挙運動費用法定制限額超過に因る訴訟と、選挙事務長の買収行爲犯罪に連座する訴訟との二つがあるが、何れも現行の選挙法で初めて認められたものちや。

選挙法には選挙運動のため、議員候補者が支出し得られる費用の最高額を規定して居るが、議員候補者のために支出された運動費が、その法定の最高額を超えた場合は、特別の免責條件に該當せん限りは、其の候補者の當選を無効とすることに成つて居る。

尤も之は當然無効となる譯ではなく、先づ當選無効の訴訟を起し、その判決によつて決定されるのちや。そして此の訴訟では原告は選挙人、議員候補者であり、被告は當該當選人ちや、出訴期間は當選者の氏名が告示された日から、三十日以内といふことになつて居る。

連座訴訟については現行選挙法では、選挙運動當事者に関する規定を設け、選挙運動の總指揮者として、選挙事務長を置かせることになつとるが、此の選挙事務長が買収行爲によつて處刑されよつた場合は、當該議員候補者の選挙運動全體に渡つて、公正を傷けたものと認め、特定の免責條件に該當せん限りは、當該候補者の當選を無効とする規定が設けられて居る。

選挙に関する訴訟沙汰

四一五

免責條件
責任を免れ
るために設
けた規定。
連座訴訟
一人が被告
人となる
之に關連し
た者も共に
被告とな
る訴訟。
當該候補
者の候補者
といふ意。

これも當然無効となる譯ではなく、先づ訴訟の提起により、判決を以て無効が宣言されるのちや。此の特別訴訟に於ける原告は選挙人又は議員候補者であり、被告は當選人ちや。出訴期間は選挙事務長の有罪が確定した日から數へて、三十日以内といふ規定ちや。

一一〇 選挙運動當事者の制限

現行の選挙法は選挙運動の取締りを行ふため選挙運動當事者の制限、選挙運動施設の制限、選挙運動行為の制限、選挙運動費用の制限等に關する規定を設けて居る。

選挙運動當事者としては、議員候補者自身が、選挙運動をして差支ないことは言ふまでもないことちやが、其の他の者で法律上の選挙運動者としては選挙事務長、選挙委員、選挙事務員三種に限られて居つて、それ以外の者は、法律上の選挙運動者となることは出来ん。

選挙事務長、選挙委員、選挙事務員となり得る者は、選挙権を有する者でなくてはならん。選挙事務長を選任する権は、議員候補者と推薦届出人に專屬して居るが、一面議員候補者や推薦届出人自身が、選挙事務長となつても差支はないのちや。

選挙事務長は選挙運動の中樞機關であつて、此の機關なしには選挙運動を具體的に進行させ

解任
任務を免ず
ること。

ることは出来んから、選挙運動を始めるには、先づ選挙事務長を設けなくてはならん。

選挙事務長は選任者の意思によつて解任することも出来るし、本人の意思によつて解任することも自由ちやが、是等の選任や解任や解任については、其の選挙區で一つの警察署を定め、一々之を届出ねばならん規定ちや。

選挙委員や選挙事務員の選任権や解任権は、一切選挙事務長に專屬するのちやが、當人に於て自由に解任し得ることや、その選任や解任等について、警察署に届出ねばならんことは、選挙事務長の場合と變りはない。

選挙委員や選挙事務員は、選挙事務長の下に在つて、選挙事務に従事する者であるから、此の點は選挙事務長と變つたことはないが、選挙事務長が無報酬であるのに反し、委員や事務員になると、報酬を受けることになつて居る。

場合に依つては選挙委員だけを置いて、選挙事務員を置かなかつたり、反對に選挙事務員だけを置いて、選挙委員を缺いても差支はないが、その人員については法律を以て制限が加へられ議員候補者一人につき、選挙委員と事務員との總數は、異動のあつた場合を通じて、五十人を超過することは出来んのちや。

一一一 選挙運動施設の制限

選挙運動の施設に關する制限は選挙事務所、休憩所及び選挙運動の爲めにする、文書圖書に
ついて設けられて居る。

選挙事務所は選挙事務長でなくては設けることは出来んが、議員候補者一人のために設け得
る選挙事務所の数は、七箇所を超えることは許されんし、その設置場所についても

「選挙事務所は選挙の當日に限り、投票所を設けたる場所の入口より、三町以内の区域に之を
置くことを得ず」と制限されて居る。

尙ほ選挙法には「休憩所其他之に類似する設備は、選挙運動のため之を設けることを得ず」と
規定して居るが、之は休憩所といふ名義の下に、事實上事務所の事務を取扱ふやうな場所を
設けては、折角事務所に關する制限を設けた目的が破壊されるから、それを防ぐためである。

選挙運動の爲めに頒分する文書圖書に關しては、以前は出版法、新聞紙法に依る取締の外
は、何の規定もなかつたのちやが、現行選挙法では一定の制限を加へ其の形式、數量、頒布方
法、其他必要な制限を設け、無暗に氣勢を張つて、奇利を占めやうとする射伴心に止刀を刺

備考
一般に分ち
ひろめるこ

したのみか、選挙公營によつて、更らに統制を圖ることになつて居る。

一一二 選挙運動行為の制限

選挙運動行為に關する制限には、運動それ自體を對象として、特定の運動行為を制限するも
のと、運動當事者を對象として、之に特定の行為を禁止するものとが有る。先づ運動行為自體
を制限するものは

- 一、戸別訪問の禁止
- 二、個人運動の禁止

を擧げることが出来る。ところで訪問の意義や範圍については、それを確定することは困難
な問題ぢやが、つまり投票を得たり、又は他人に之を得せしめたり、反對に得せしめない目的
を以て、社會通念上から見て連続されて居ると認められる程度で、有権者の宅を訪問するも
のと解すれば間違ひはないぢやろ。従つて戸別訪問となるか何うかについては、結局訪問者の
意思如何が、重要な要件となる譯ぢや。

個人運動といふのは有権者に面接したり、電話などで行ふ運動のことぢやが、其の運動が投

票を得たり、他人に得せしめなためであつて、運動の状態も連続して行はれて居ると認められる程度になりよると、戸別訪問と同様ぢや。

次に運動當事者を對象として、特定の行爲を禁止するものには、選舉事務に關係ある官吏又は吏員は、其の選舉区内で選舉運動を行ふことは出来んといふ制限と、議員候補者、選舉事務長、選舉委員、選舉事務員以外の所謂第三者は、法律上認められた選舉運動當事者ではないのぢやから、一般的には選舉運動をすることは出来んといふ規定ぢやが、演説と推薦狀に依る選舉運動だけは、第三者も行つて差支ないことになつとる。

一三三 運動費用の制限

以前は選舉運動のためにバラ撒く費用については、法律上無制限であつたから、選舉競争そのものが、金力資力の競争となるやうな奇觀を呈し、馬鹿でも阿呆でも金力さへ十分ならば、國家の選良として議政壇上に立つことが出来た譯ぢやが、これには非常な弊害があつたから、現行法では此の弊害を除かんが爲め、一面では選舉運動の當事者、施設、行爲等に制限を加へて、間接的に選舉費用の軽減を圖ると共に、直接的には選舉運動の費用として、各議員候補者

の支出し得られる、最高額を制限して居るのぢや。

大體選舉運動費用といふのは、特定の議員候補者の當選を目的とする、選舉運動のために支出される金銭其他、一切の財産的出捐であると解すべき性質のものぢや。これが實質上の選舉運動費用で、現行の選舉法では此の範圍に屬しとるものゝ中から、例へば

- 一、議員候補者が船車馬に要した費用
- 一、選舉運動のため残務整理に要した費用
- 一、選舉事務員又は第三者が、議員候補者又は、選舉事務長との意思の連絡なしに支出した費用

等の特殊の費用は、選舉運動費以外の費用として除外して居る。これは選舉運動費用といふ法律上の觀念から定めたものぢやが、それで最高限度として、一人の候補者につきどれだけの選舉運動費が許されて居るかといふと「選舉区内の議員の定數で、選舉人名簿確定の當日に於て之に記載された者の總數を割つて見て、その出た數に四十錢を掛けた額」といふことに成つて居る。

選舉運動費用の經理は、選舉事務長の職務權限に屬して居るから、原則として選舉運動費用

最高限度
定められ範
國內で一香
多い部分の
こと。

は、選挙事務長以外の者から支出することは出来ない。
 尤も實際上の不便を避ける必要から議員候補者、選挙委員及び選挙事務員は、選挙事務長から文書により、支出の承諾を得た場合に限り、其の限度で選挙運動費用を支出することは差支はない。又第三者も演説や推薦状に依る、選挙運動は許されて居るのちやから、之に要する費用は自由に出せるのちや。

選挙事務長は法律勅令の命する各種の帳簿を備へ付け、選挙運動費用の支出に關しては、それ／＼必要な記載をなし、選挙の期日後十四日以内に精算して、地方長官に届出ねばならぬ事になつて居る。

公共營造物
 自治體の経
 費で建設維
 持されて居
 る設備。

右の如く選挙運動費用については、厳格な制限を設けて居るが、同時にこの制限を緩和する方法として、二つの特典を認めて居る。其の一つは選挙運動の爲めにする無料郵便物差出権であり、他の一つは演説に依る選挙運動の爲めにする、公共營造物の設備使用権ちや。

無料郵便物差出権といふのは、議員候補者や推薦届出人が「選挙区内に在る選挙人に對し、選挙運動の爲めにする通常郵便物を、選挙人一人につき一通を限り、無料を以て差出すことを得」と規定されたる事ちやが、この郵便物の差出権は原則としては、選挙事務長を選任した議

員候補者と、推薦届出人とで、郵便物の種類は重量十匁までの書狀又は、私製葉書に限られて居る。

公共營造物設備の使用權については「演説に依る選挙運動の爲め公共營造物の設備を使用し得云々」と規定されて居るが、此の營造物の設備といふのは公立學校、公會堂、講事堂、其の他地方長官の指定した營造物設備のことちや。

この使用は選挙事務長の選任者である議員候補者や推薦届出人から、その營造物の管理者に申請して、許可を得ることになつて居る。又公共營造物の設備を使用し得る期間は、選挙期日の公布や告示のあつた日から、選挙期日の前日まで、その間一回の使用時間は五時間を超えてはならぬ。

二四 選挙公報の頒布

昭和十一年の總選挙から「選挙公報」といふことが行はれることになつた。此の制度は米國內の二三州で實施して居るが、今の所世界に餘り例のない新制度ちや。

選挙運動として最も理想的なものは、言論と文書に依る運動であつて、候補者は言論と文書

に依つて、堂々と自分の政論を發表し、有権者はこれに基いて其の候補者を判断した上、神聖な一票を行使してこそ、憲政の妙諦を發揮することが出来るといふものぢや。

此の意味から言論文書による選挙運動を保護助成し、國家が選挙運動の世話役となり、候補者の負擔を軽くすると共に、或る種の統制を加へるために選挙公營の制度が創始されたのぢや。

尤も今のところでは此の公營は、徹底した選挙運動の全部的公營ではなく、選挙運動は矢張り従前通り私營を原則とし、或る程度までを國家で選挙運動の施設を準備管理しやうとするもので、内容は二項目に分れて居る。

其の一つは選挙演説會の爲めに、會場の準備を公の機關でやらうとするものであり、他の一つは候補者の發表文書を地方長官が取纏め印刷して全國の有権者に、漏れなく配布することぢや。それで前者を演説會施設の公營、後者を選挙公報と稱して居る。先づ選挙公報の方から話して見やう。

選挙公報といふのは候補者の政見、閱歴等を滿載した文書で、議員候補者の提出しよつた掲載文を取纏めて印刷し、地方長官が發行するのぢやから、候補者は官費で以て政見、文書を

有権者に配布して貰へる譯ぢや。それで費用の點では大いに助かる譯で、中でも無産黨候補者あたりで、公報様々々と喜んで居るのは無理もないが、これは總選挙にたゞ一回きり發行するだけで、再選挙や補缺選挙には發行して貰へんのぢや。

何故再選挙や補缺選挙を糺子扱ひにしたかといふと、選挙公報の發行には非常に手数が掛る上に、期間も十四日から二十日間位の短時間で印刷も間に合はんし、封筒の上書をしたり、配達したりいろいろ準備をする暇がないからぢや。

選挙公報は選挙區毎に發行するのぢやが、特に交通關係とか印刷能力とかの關係から、公報を發行しがたい事情のある場合は、其の選挙區の一部又は全部を除外して、この區域だけは公報の發行を見合す場合もあるのぢや。例へば東京府では大島の屬島と八丈島、沖繩縣では全部北海道では第一、第二、第三、第五の各區などは、公報は發行されんのぢや。

公報の發行を受けるためには、候補者自身掲載文を、地方廳に提出せねばならん。その申請は地方長官の指定した、期日までにせねばならんが、締切の期日は各府縣で告示されることに成つて居る。

掲載文は三千字以内といふことに成つとるが、之は今まで各候補が配布した文書を見ると、

地方廳
府縣道廳な
どのこと。

大抵は二千字内外から三千字見當のものであるから、三千字ならば十分ちやるといふ推定で定められた譯ぢや。

次に此の掲載文の取扱ひぢやが、候補者から提出された掲載文は、原則としては内容の如何を問はず、原文のまま公報に記載することになつて居る。内容の點について地方長官に、裁量の餘地を與へることになると、そこに色々な弊害が伴ふからのことぢや。

然し若し掲載文が安寧秩序を紊したり、風俗を害するやうな例外的な場合は、地方長官は内務大臣の指揮を請ふた上で、掲載文からその部分を削除することが出来る。其の外利害誘導や名譽毀損については、法令の建前上は原文のまま掲載することが出来るが、公報發行後に犯罪を構成してしまつて、折角の當選が失格するやうでは、當人に對して氣の毒ぢやから、内務大臣は事前に、候補者側と懇談して、こんな危つかしい部分は出来る限り、自發的に削除させる方針を執つて居る。何れにしても此の實際の取扱ひはなかく、難しいので、地方廳では掲載文は全部内閣し、出来るだけ親切に扱ふことになつて居る。

公報の様式は各府縣で定めるが、掲載の順序によつて不公平が生じてはならぬといふ考から候補者毎に紙を變へて作ることになつて居る。従つて選挙區に候補者十人、有権者百萬人あり

とすれば、一千萬枚の公報が作られる譯ぢや。

そして公報は各候補の分を一括して送られるが、其の上下などは候補者の心理から、仲々やかましい問題となるので、申請の申込順とか抽籤とか、地方長官が適當の方法で定めることになつて居る。

公報を發行する區域では、候補者は原則として選挙文書の發送は出来ん。たゞ候補者又は事務長に限つて、前にも述べたやうに無料郵便物を、一回だけ發送することは許される。其の外演説會告示のためにする文書に限り、頒布することは認められて居るのぢや。

一五 演説會の公營

演説會施設の公營といふのは、候補者が選挙演説を行ふ場合公の機關が、無料で其の世話をしてやらうといふ、いとも有難い制度ぢや。

尤もいくら公營といつても、總ての演説會について、一切世話をしやうといふのぢやない。公の營造物の設備に於て開催する、演説會についてのみ行はれるのぢや。詰り他の場所で開催演説會では、公營は行はれないといふことに成る譯ぢや。

一體公の營造物といふと、何だか難しい言葉のやうに聞えるが、一口にいへば公立學校と道府縣、市町村、市町村組合、商工會議所、又は農會等の管理に屬して居る公會堂、議事堂等の類で、此の外に地方長官の指定したるものも、公の營造物の範圍に屬する事になるのぢや。選舉公營は是等の營造物の管理者が行ふのぢやから、市町村立の小學校である場合は市町村長、府縣立の學校ならば府縣知事、農會の設備ならば農會長が行ふことになる。尤も府縣立の學校とか、その他の府縣の營造物については管理者の權限を、學校長とかそれに準ずる者に委任が出来ることに成つとるから、その委任があれば學校長が、公營を行ふ事になる譯ぢや。此の演説會の公營は、申請があつて始めて行はれる。一體公立學校等は、大正十四年の普選法で、演説會場として使用することを許されたのぢやが、その使用を許可したからといつて、當然公營をやる譯のものではない。それでは誰が申請するかといふと、原則として候補者といふことに成つて居る。例外としては推薦届出人の場合があるが、この推薦届出人が候補者の承諾なしに、事務長を選任したやうな場合、その事務長が申請の資格を持つのみぢや。申請の方法は口頭ではいかん。書面にて申請するのぢや。申請期日は演説會の前日までといふ事になつて居る。それぢやから今晚演説會を開かうとして、其の日に申請したところで、

公營はやつて貰へんことになるのぢや。

何んでこのやうな制度を設けたかといふと、東京や大阪などでは問題はないが、田舎の小學校等になると、電燈の設備なども直ぐとは間に合はん、多少の餘裕が必要といふことにもなりよるからぢや。

若し同一箇所を同一時に申請んだやうな競願の場合は、管理者は先に申請んだ者に優先權を與へるが、申請書が同時に到着したやうな場合は、既に公立學校の使用を許された度数の少い候補者の方に使用を許すし、その度数も亦同一のときは、申請人かその代人を立會せた上、抽籤でもつて決めるのぢや。

公營を申請んだら大體は拒絶されることはない。申請があつたからには、必ず公營を行ふといふ建前になつて居る。尤も費用だけは前納して置かんと、嫌はれても仕方あるまい、詰り費用前納主義が公營の原則ぢや。

ところで選舉公營の施設としては、一體どんな事が行はれるのかと言ふと、それは照明、演壇、聴衆席等、演説開催のために必要な、最少限度の設備を世話してやることぢや。其の具體的な範圍や程度は、管理者が地方長官の承認を得て、定める規定になつて居る。

然しいくら寒い時でも、暖房だけは公營の範圍から除外してある。これは暖房設備などをやると非常に金がかかるからちやが、候補者の方で、それでは聴衆に氣の毒ぢやと思ふなら、自腹を切つて自分の選挙費の中から、その設備をすることは差支ないのぢや。

次に公營の費用は何うなるかといふと、どの費用でも一回の公營の分だけは、國庫で負擔することに成つて居る。それぢやから同じ所で同一の候補者が二回演説したとすると、公營を申請した一回は國庫の負擔となり、他の一回は候補者の負擔となる譯ぢや。従つてどの候補者も一回だけは演説をして廻ることが出来る。最少限度の演説だけはこれで保證せられ、この意味で機會均等が實現するのぢや。

公營の費用の額は國庫が負擔する場合も、申請者が負擔する場合も全く同一ぢや。市町村の小學校であれば、候補者一人につき一回分だけは國庫から、其の市町村に交付し、其の他の分は候補者から市町村に納め、市町村はそれを収入として受入れ、經費の方は市町村の歳出に計上し、豫算を通じて整理するといふ勘定になるのぢや。

又公營費用の具體的の額は、内務大臣の定めた規準によつて管理者が定め、地方長官の承認を経て決定されるのぢや。例へば照明として電燈を使用するか、ランプを使用するか、電燈

機會均等
權利を行使
する機會を
各人一律に
すること。

豫算
一會計年度
の歳出入の
豫算。

ならば何燭光のもの何個とするか、ランプは幾つにするか、聴衆席は椅子か莫座か等の、細いところは管理者の方で具體的に告示する。尤も必要な時期までに、管理者がその手續を取らん時は、地方長官が代つて執行するのぢや。

演説会の公營は大體以上の通りぢやが、之は選挙法執行令や、それに基いて決められる法令では、なか／＼複雑な手續が定められて居る。これについて立案者である内務省では「市町村長中には黨派に所屬して居る者が往々認められる。萬一是等の者が不公平でもやつたら大變だ従つて公營を成るべく機械的に運んで、候補者の如何によつて取扱上の差別を生じないやう喧しい規定や手續を定めたのである」と言つて居つたやうぢや。

一六 違反と罰則

選挙法の規定によつて、選挙犯罪とされる主なものは、大體次に掲げるやうなもので、何れも其の罪の輕重により罰金、禁錮、懲役等に處せられることになつて居る。

一、選挙権を行使するため詐欺の方法を用ひる行為。

違反と罰則

や。

二、選挙に関する買収行為。此の買収行為には色々あるが、主として次のやうなものが挙げられて居る。

イ、金銭物品等の供與、饗應接待又は、是等の申込み若くは約束をすること。

ロ、特殊の直接利害關係。例へば其の地方に直接利害關係を有する河川改修等の特定した問題を利用して、選挙に関する誘導をすること。

ハ、特定の議員候補者に對し、選挙上有利又は不利な行為をなした事に對し、報酬を與へる目的で金品を供與したり、饗應接待などをすること。

ニ、買収を受けたり、買収を承諾したり、要求したりすること。

ホ、以上の行為を周旋したり勧誘したりすること。

三、選挙の自由を妨害する行為。

例へば選挙人、議員候補者、選挙運動員等に對する暴行威迫の行為、交通集會を妨げる行為、他人の演説を妨害する行為、官吏が故意に其の職務を怠り又は職權を濫用して、選挙の自由を妨害する各種の行為、選挙に関する機關に對し暴行威迫を加へる行為、選挙會場を騷擾

する行為等。

四、選挙に當つて騷擾したり、不法に氣勢を張る行為。

五、不正の言論文章。

例へば前記の買収行為又は、選挙の自由を妨害せしめる目的で人を煽動する行為、議員候補者の身分職業経歴等に關し、虚偽の事項を公にする行為。

六、選挙運動取締に關する規定に違反する行為。

現行新選挙法は以上の如く、選挙運動の取締に關する規定を設け、その規定を勵行するため法規に違反する行為はすべて選挙犯罪として處罰することになつて居るが、若し選挙事務長が前に述べた買収行為をやつて、有罪の判決が確定したとすると、之に連座した當該候補者の當選も無効となるのちや。参考のため選挙法に規定されたる罰則を次に全部掲げて置かう。

第一百一條 詐欺ノ方法ヲ以テ選挙人名簿ニ登録セラレタル者又ハ第二十五條第二項ノ場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十二條 左ノ各號ニ掲タル行為ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

罰則を規定した規則。

- 一 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ變應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ
- 二 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ
- 三 投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ
- 四 第一號若ハ前號ノ供與、變應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ、又ハ第二號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ
- 五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動者ニ對シ金錢若ハ物品ノ交付、交付ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ選舉運動者其ノ交付ヲ受ケ若ハ要求シ若ハ其ノ申込ヲ承諾シタルトキ

六 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同シ

第一百十二條ノ二 左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

- 一 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ
- 二 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ請負ヒ若ハ請負ハシメ又ハ其ノ申込ヲ爲シタルトキ

前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ノ罪ヲ犯シタル者常習者ナルトキ亦前項ニ同シ

第一百三條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下

違反と罰則

ノ罰金ニ處ス

- 一 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ第百十二條第一項第一號又ハ第二號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ
 - 二 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候補者タラムトシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ第百十二條第一項第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ
 - 三 前二號ノ供與、變態接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第一號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ
 - 四 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ
- 選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同ジ

第百十四條

前三條ノ場合ニ於テ攻受シ又ハ交付ヲ受ケタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第百十五條

選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ
- 二 交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演説ヲ妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ
- 三 選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ヲ威逼シタルトキ

第百十六條

選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ正當ノ事由ナクシテ議員候補者、選舉事務長若ハ選舉委員ニ追隨シ、其ノ居宅若ハ選舉事務所ニ立入ル等其ノ

違反と罰則

職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ四年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ノ表示ヲ求めタルトキハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シタル事實虚偽ナルトキ亦同シ

第十八條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ、選舉會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞若ハ奪取シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十條 多衆聚合シテ第十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處

斷ス

一 首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 選舉ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帶シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第二十二條 前條ノ物件ヲ携帶シテ選舉會場、開票所又ハ投票所ニ入りタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其ノ携帶シタル物件ヲ沒收ス

第二百二十四條 選舉ニ關シ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ族幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハサル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第百二十二條乃至第一百三條、第一百五條、第一百八條乃至第二百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百以下ノ罰金ニ處ス但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第二百二十六條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ前條但書ノ別ニ依ル

一 當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分、職業又ハ經歷ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

二 當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第二百二十七條 選舉人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ金庫又ハ五百圓以下ノ罰

金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十八條 立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十九條 第九十五條ノ二、第九十六條第一項第九十八條若ハ第九十八條ノ二ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第九十條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エ若ハ第九十一條ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ヲ設置シタル者又ハ第九十二條ノ規定ニ違反シテ休憩所其ノ他之ニ類ニスル設備ヲ設ケタ

違反と罰則

ル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉委員ノ選任ヲ爲シタル者第九十三條ノ二ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ選任ヲ爲シタル者又ハ第九十六條第二項若ハ第九十八條ノ三ノ規定ニ違反シタル者亦前項ニ同シ

第九十九條第一項、第九十九條又ハ第九十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第八十八條第五項乃至第七項又ハ第八十九條第四項ノ届出ヲ怠リタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者亦前項ニ同シ

第三十三條 選舉事務長又ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者第二百二條第二項ノ規定ニ依リ否示セラレタル額ヲ超エ選舉運動ノ費用ヲ支出シ又ハ第一百一條第一項但書ノ規定ニ依ル承諾ヲ與ヘテ支出セシメタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第一百一條ノ規定ニ違反シテ選舉運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第一百五條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘス又ハ帳簿ニ記載ヲ爲サス若ハ之ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ
- 二 第一百六條第一項ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
- 三 第一百七條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ保存セサルトキ
- 四 第一百七條第一項ノ規定ニ依リ保存スヘキ帳簿又ハ書類ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ
- 五 第一百八條ノ規定ニ依ル帳簿若ハ書類ノ提出若ハ検査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ説明ノ求ニ應セサルトキ

第三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者第三百十二條乃至第三百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選舉事務長ガ刑ニ處セラタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ

當選人が選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラザリシトキ若ハ其ノ者ガ當選人ノ制止ニ拘ラズ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百三十七條 本章ニ掲クル罪(第三百三十條及第三百三十二條ノ罪ヲ除ク)ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及選舉ニ付本章ノ規定ヲ準用スル議會ノ議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

第三百十二條乃至第三百十三條ノ罪又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依ル罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニシテ更ニ第三百十二條乃至第三百十三條ノ罪ニ付刑ニ處セラルル者ニ在リテハ前項ノ五年間ハ之ヲ十年間トス

裁判所ハ實狀ニ因リ刑ノ言渡ト同時ニ第一項ニ規定スル者ニ對シ同項五年間選舉權及被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セズ若ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲シ又ハ前項ニ規

定スル者ニ對シ同項ノ十年間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前三項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

第三百三十八條 第三百二十七條第三項及第四項ノ罪ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

前項ニ掲クル罪以外ノ本章ノ罪ノ時効ハ六月ヲ經過スルニ因リテ完成ス但シ犯人逃亡シタルトキハ其ノ期間ハ一年トス

附録 日用書式一般

一 委任状の書き方

委任状は法律行為を、人に代理させる場合に認める證書で、二錢の収入印紙を貼り之に、氏名の下に用ひた印で消印をすることになつて居る。

貳錢

委任状

拙者儀何府縣郡何市町村何番地何某ヲ以テ代理人トシ左記ノ權限ヲ委任ス

一、何々ノ件（コ、ニ委任事項ヲ記載スル）

一、代理人ハ其ノ都合ニ依リ復代理人ヲ選任スルコトヲ得

右委任状仍テ如件

昭和 年 月 日

何縣何市郡町村番地

何 某印

二 契約書の書き方

契約書は其の契約する事柄に依つて千差萬別であるが、こゝには家屋賃貸借の契約書を掲げて、普通一般的な契約書の書式を示して置く。この契約書にも法律で定められた相當の収入印紙を貼つて消印をして置かねと、契約書としての効力は生じないのである。

參錢

建物賃貸借契約證

何府縣郡市町村何番地所在宅地何坪何合

一、木造瓦葺平家建 壹棟

此建坪何坪何合

契約書の書き方

右建物賃貸借ニ付左ノ契約ヲ締結ス

第一條 賃貸借期限ハ何年何月何日ヨリ何年何月何日迄ノ何年間トス但已ムヲ得ザル事由アル時ハ期限内ト雖モ契約ヲ解除シ得ルモノトス此場合ニハ損害ヲ賠償セズ

第二條 借賃ハ一ヶ月金何圓ト定ム但物價騰貴又ハ公租公課ノ増徴其他經濟上ノ變動ニ基キ借賃ノ増減ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第三條 家屋其他造作等ノ修繕改造等ニ要スル費用ハ賃貸人ノ負擔トス但賃借人ノ過失ニ由ル費用ヲ要スルトキハ賃借人ニ於テ負擔ス

第四條 賃借人ハ賃貸人ノ承諾ナクシテ該建物ヲ他人ニ轉貸セザルコト但家屋ノ一部ヲ貸與スル場合ハ此限りニ非ズ

第五條 賃借人ハ毎月何日限り賃借料ヲ支拂フベク若シ同日ニ至ルモ借賃ヲ支拂ハザル時ハ賃借人ニ於テ契約ヲ解除スルモ異議ナシトス

右契約ノ證トシテ本證書貳通ヲ作製シ各自壹通ヲ分有スルモノ也

昭和 年 月 日

賃借人 何 某印

賃貸人 何 某印

三 借用證書の書き方

金子借用證書には一體無保證のもの、有保證のもの、抵當權設立登記の手續を経るものとの三種があり、有保證のうちにも普通の保證人を記載するものと、連帯保證人を記入するものがあると言つた場合に、色々の種類があるが、こゝには普通の保證人を記入するものを掲げて、借用證書の書式を示して置く。数字は總て難しい方を用ひ、一二三十等は壹貳參拾とせねばならぬ。此の證書にも金額に應じて相當の收入印紙を貼用する必要がある。契約を確實にするためには、公證人役場へ行つて公正證書にして置くに越したことはない。

貳拾錢

金子借用證

一金八百圓也

借用證書の書き方

前記ノ金圓借用候ニ付テハ次ノ條項ヲ契約仕候

- 一、利子 利子ハ元金壹圓ニ對シ月何錢ノ定メ
 - 二、利子支拂日 毎月何日
 - 三、返済期限 何年何月何日
 - 四、債務者ガ辨済義務ヲ怠リタル場合 保證人ハ債務者ニ代リテ直ニ元利共辨済スルコト
 - 五、損害賠償 債務辨済ニ付損害ヲ生ジタル場合ハ債務者ニ於テ辨償ス
- 右事項相違無之履行可致候仍テ保證人連署ヲ以テ借用證書如件

昭和 年 月 日

何府縣郡市町村番地

債務者 何

某印

何府縣郡市町村番地

保證人 何

某印

債權者 何 某殿

四 領收證の書き方

領收證は印刷したものが色々出来て居るから、それを買つてそれ〴〵所要の場所に記入すれば用は辨する譯であるが、大體次のやうな形式になつて居る。これも金額が十圓以上になると、相當の收入印紙を貼用せねばならぬし、數字は總て難かしい方を用ひて一二三十等は使用せぬことである。

參 錢 領 收 證

一金貳拾圓也

但何々代金

右正ニ領收候也

昭和 年 月 日

何府縣郡市町村番地

何 某印

何 某殿

領收證の書き方

五 轉籍届の書き方

現在住居して居る土地と、本籍の在る土地とが別々に成つて居て、それが遠く隔つて居ると、何かにつけて不便な場合が多いから、本籍を現住地へ移すことがある。其の時に入用となるのが此の轉籍届であるが、之は一通認めてそれ〴〵戸籍謄本を添へ、現住地の市(區)町村長宛に差出すのである。

轉 籍 届

本 籍 何府縣郡市町村番地

新本籍 何府縣郡市町村番地

右轉籍致候ニ付戸籍謄本相添へ此段届出候也

昭和 年 月 日

寄留地 何府縣郡市町村番地

右届出人 戸主 何 某 印

生 年 月 日

何府縣郡市町村長 何 某 殿

六 寄留届の書き方

本籍地以外の土地に寄留した場合は、その寄留の日から十四日以内に、寄留地の市町村長に宛て寄留届をせねばならん規定になつて居る。

寄留する住宅が自分の持家であれば、別に何人の承諾も要らないが、借家して住ぶ場合はその家主とか、家屋管理者の承諾が必要となつて来る。この承諾の意思發表は承諾書を認めて寄留届へ添へてもよく、次に示す書式のやうに、其の届書へ承諾の旨を附記しても差支はない。

寄 留 届

本 籍 何府縣郡市町村番地

寄留住所 何府縣郡市町村番地

戸主 何某長男

寄留者 職業 何 某

同妻 無業 何 某

同長男 無業 何 某

同妻 無業 何 某

同長男 無業 何 某

生年月日 某

右何年何月何日寄留

右住所寄留家主ノ承諾書ヲ添附シ届出候也

昭和 年 月 日

届出人 世帯主 何 某印

何府縣郡市町村長 何 某殿

右寄留ヲ承諾ス

何府縣郡市町村番地

承諾者 家主 何 某印

七 婚姻届の書き方

婚姻は届出に依つて効力を生ずといふのは民法上の規定であつて、事實上は立派に結婚をして居ても、それを戸籍吏に届出ないうちは、所謂内縁関係であつて、法律上の夫婦といふことは出来ないものである。従つて内縁の夫婦では、法律の保護を受けることが出来ない結果、妻が姦通をしても訴へることは出来ないとか、その外いろ／＼と不都合な事や不便なことが出来るから、結婚の事實があつた場合は、妻となる者の戸籍謄本を添へ、次に示す書式に依り、成るべく速かにその旨を戸籍吏へ届出ねばならぬ。

婚姻届

何府縣郡市町村番地

寄留地 何府縣郡市町村番地

戸主某長男何業

婚姻届の書き方

四五六

夫 何

生年月日 某

本籍夫ニ同シ

右父 何

某 長男

右母 何

何府縣郡市町村番地

戸主某二女無業

妻 何

生年月日 某

本籍妻ニ同シ

右父 何

某 二女

右母 何

右婚姻届出候也

年 月 日

右婚姻ニ同意ス

届出人 夫 何

某 印

届出人 妻 何

某 印

同意者 妻ノ家ノ戸主及妻ノ家ニ在ル

父 何

某 印

同意者 妻ノ家ニ在ル

母 何

某 印

生年月日

同意者 夫ノ家ノ戸主

何

某 印

生年月日

何府縣郡市町村番地

證人 何

某 印

婚姻届の書き方

四五七

何府縣郡市町村番地

生年月日

證人 何

某印

生年月日

何府縣郡市町村長 何 某殿

八 離婚届の書き方

夫婦話し合ひの上で離婚した場合は、婚姻届の場合と同様に戸主、父母等の同意を得て、その旨を戸籍吏に届出ることによつて、初めて離婚の效力を生ずるのであつて、事實離婚して居ても、この届出を怠るときは、法律は依然夫婦と看做す所から、いろいろ面倒や不都合なことが生じて來るのである。

離婚届は夫の本籍地又は現住地を管轄する市町村長へ差出すのであるが、若し入夫や婿養子の場合であつたならば、妻の本籍地又は現在住居地を管轄する市町村長に差出すことに

なつて居る。

離婚届

何府縣郡市町村番地戸主

某次男何業

夫

何

某印

生年月日

本籍地 同上

右父 何

某印

本籍地 同上

右母 何

某印

妻無業 何

某印

生年月日

何府縣郡市町村番地

右父 何

某印

二女

本籍地 同上

右母 何 某印

何府縣郡市町村番地

右某妻ノ名(復歸スベキ家ノ戸主

何 某

右離婚届出候也

年 月 日

届出人 夫 何 某印

同 妻 何 某印

何府縣郡市町村番地

證 人 何 某印

何府縣郡市町村番地 生 年 月 日

何府縣郡市町村番地

右離婚ニ同意ヲ表シ候也

證 人 何 某印

生 年 月 日

夫 某父 何 某印

生 年 月 日

夫 某母 何 某印

生 年 月 日

妻 某父 何 某印

生 年 月 日

妻 某母 何 某印

生 年 月 日

九 出生届の書き方

子が生れたならば其の日から十四日以内に届出ねばならぬ規定になつて居て、若し此の規定に反し届出を怠つた時は、科料に處せられるのである。届出は出生児の父から爲すのが原則であるが、旅行其の他事情の爲め、父から届出をすることの出来ない場合は母又は戸主から届出することも出来る。本籍地に届出する時は届書は一通でよく、若し寄留地や所在地の戸籍吏に届ける場合は二通を要するのである。

出生届

何府縣郡市町村番地

戸主

父職業 何

母無業

出生子 長男

某 某 某

出生ノ時

何年何月何日何時

出生ノ場所

何府縣郡市町村番地

右出生届出候也

年 月 日

届出人

何

某 印

生 年 月 日

何府縣郡市町村長 何 某 殿

一〇 死亡届の書き方

人が死亡したならば七日以内に、戸主又は同居人等から死者の本籍地、寄留地、所在地又は死亡地の戸籍吏に對し、醫師の死亡診断書を添へて、其の旨を届出ねばならぬ。本籍地に届出る場合は届書は一通でよいが、其の他の戸籍吏に届けるには二通を要するこゝとなつて居る。

死亡届

本籍 何府縣郡市町村番地

戸主

寄留地 何府縣郡市町村何番地

死亡者 何業 何 某

右何年何月何日何時何府縣郡市町村何番地ニ於テ死亡

右死亡診斷書ヲ添附シ届出候也

年 月 日

本籍所在 死亡者ニ同ジ

右戸主某長男

届出人同居者 何

某印

生 年 月 日

何府縣郡市町村長 何 某 殿

一一 隱居届の書き方

隱居とは現在戸主である者が、その戸主権を相続人に譲つて隠退することであるが、之に

は裁判上の隱居と普通の隱居とがあつて、裁判に依つて隱居する場合にはいろいろ難かしい條件や手續が要るが、普通の隱居ならば男子で満六十歳以上に達し、一定の相続人さへあれば戸籍吏へ届出ることによつて、何時でも隱居することが出来るのである。

隱 居 届

何府縣郡市町村番地戸主

隱居者 何 某

生 年 月 日

右某長男

家督相続人 何 某

生 年 月 日

右某老衰家政ヲ執ルコト能ハザルニ因リ隱居致候間届出候也

年 月 日

隱居者 何 某印

家督相続人 何 某印

何府縣郡市町村長 何 某 殿

家督相続單純承認者

何 某(家督相続人ノ名)印

一二 履歴書の書き方

履歴書は入學や就職の際に、唯一の詮衡材料となるものであるから、一定の書式に適ひ文字なども、最も正しく町重に書かねばならぬ。用紙は美濃紙を用ひるのが本式である。氏名は戸籍上にあるものを正しく書き、通稱や俗名などを書いてはならぬ。記入すべき事項も間違のないやうに注意を要するので、若し事實無根のことを書いたりすると、刑法上の罪人となる場合もあるのだから、十分注意をせねばならぬのである。

履 歴 書

本 籍 何府縣郡市町村番地
現住所 何府縣郡市町村番地

戸主何業某長男

何 某

生 月 月 日

學 業

- 一、大正何年月日何府縣郡市町村立何小學校ニ入學
- 一、昭和何年何月何日同 校 卒 業
- 一、昭和何年何月何日中學校ニ入學
- 一、昭和何年何月何日同 校 卒 業

業 務

- 一、昭和何年何月何日何會社ニ事務員トシテ俸職月給何十圓
- 一、昭和何年家事ノ都合ニ依リ辭職

賞 罰

- 一、昭和何年何月何日何々ノ件ニ依リ何々ヨリ何々ノ賞ヲ受ク

改氏名轉籍

一、無シ

右ノ通り相違無之候也

年 月 日

右 何 某印

一三 結納目録の認め方

結納の用紙は百貨店等で印刷したものを賣つて居るから、それを買つて使用しても差支はないが、結婚は人生に取つて一生一度の儀式であるから、成るべくは自身で目録を書いた方がよい。

目録の用紙としては中奉書を用ひ、記載すべき品数は五種、七種、九種等になつて居るが近頃は目録は形式だけに止め、別に金を包んで贈る方法が行はれて居る。奉書は六つ半に折つて同じ奉書に包み、表に上又は壽と書き、長財布を添へ白木の臺に載せて持参するのである。然し近頃では餘りに形式だといふので、御帯料金何圓也とだけ書いた目録に、金

包を添へて持参することも行はれて居る。若し又婚約指輪を贈る場合には、御帯料と並べて指輪と書けばよい。

目 録

一、御 帶 地	壹	筋
一、鯛	壹	臺
一、白 綾	壹	卷
一、紅 絹	壹	臺
一、壽 留 女	壹	連
一、子 生 婦	壹	臺
一、勝 男 武 士	壹	連
一、友 志 良 賀	壹	臺
一、末 廣	壹	對

右之通り幾久しく目出たく御受納なし下されたく候也

年 月 日

結納目録の認め方

何某子殿

何 某

以上は婿の方から嫁の方へ贈る例であるが、之に對して嫁の方からは、次に示すやうな受取を認めて出し、別に納納を贈るのである。これは「御帯一筋」といふ文字が「御袴地一巻」と變るのみで、他は前に掲げたものと同様でよい。

金子を贈る場合は婿方から贈られた半額を、御袴料として返贈するのが一般の習はせのやうになつて居る。

記

- 一、帯 地 壹 筋
- 一、鯛 壹 臺
- 一、白 綾 壹 卷
- 一、紅 絹 壹 卷
- 一、壽 留 女 壹 連

- 一、子 生 婦 壹 臺
- 一、勝 男 武 士 壹 連
- 一、友 志 良 賀 壹 臺
- 一、末 廣 壹 對

右之通り幾久しく目出たく受納致し候也

年 月 日

何 某 殿

何 某 子

一四 結納荷物目録の書き方

結婚式の兩三日前吉日を選んで、嫁の方から婿の方へ荷物を送るときには、それと共に荷物の目録と明細書と共に筆筒の鍵を袋に入れて添へることになつて居る。

荷物目録は奉書を二枚重ねて認め、昔は荷物も七荷又は九荷といふ數にして擔いで届けた

ものであるが、今は多く貨物自動車を利用するから、携ぐ手数だけは省かれる。それでも目録は矢張り七行か九行に書くのが本式である。

荷物目録

一、算筒	一	棹
一、整理算筒	一	棹
一、夜具	一	襪
一、鏡	一	筒
一、針箱	一	筒
一、机	一	脚
一、ミシン	一	臺

以上

年月日

荷物目録には次の如く名前を書かないのが普通であるが、受取には次の如く名を書くのが本式である。結納の目録は婿から嫁、嫁から婿といふ風に、本人から本人へ送るが、荷物

の受取は親から親とか、又は婿から嫁の親に宛てて送るのである。

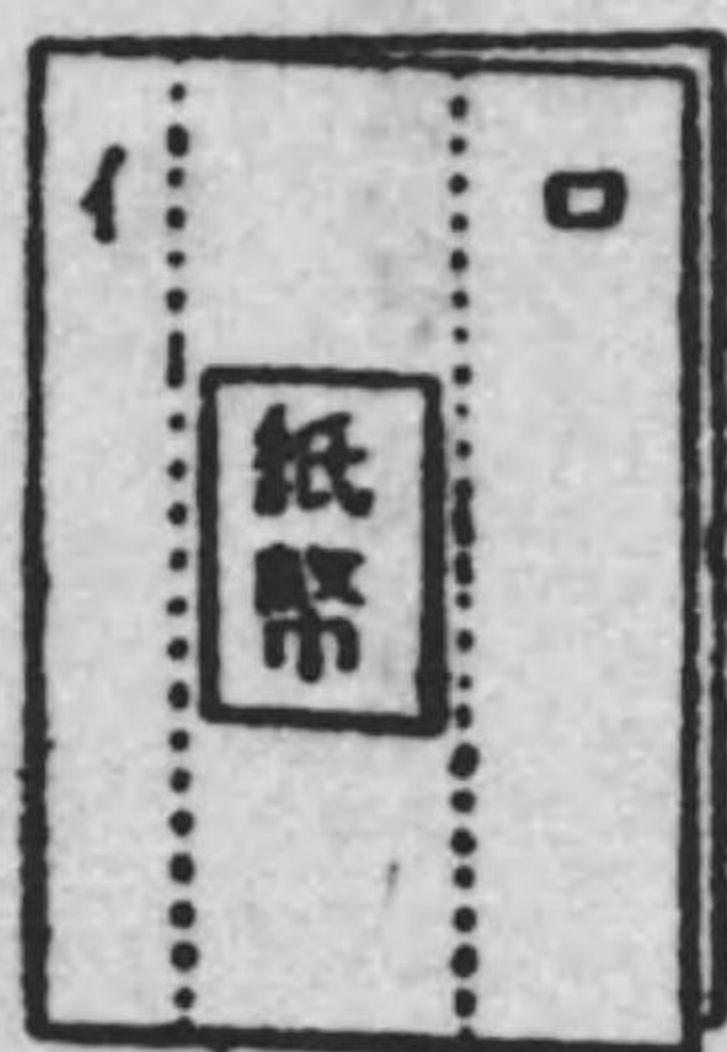
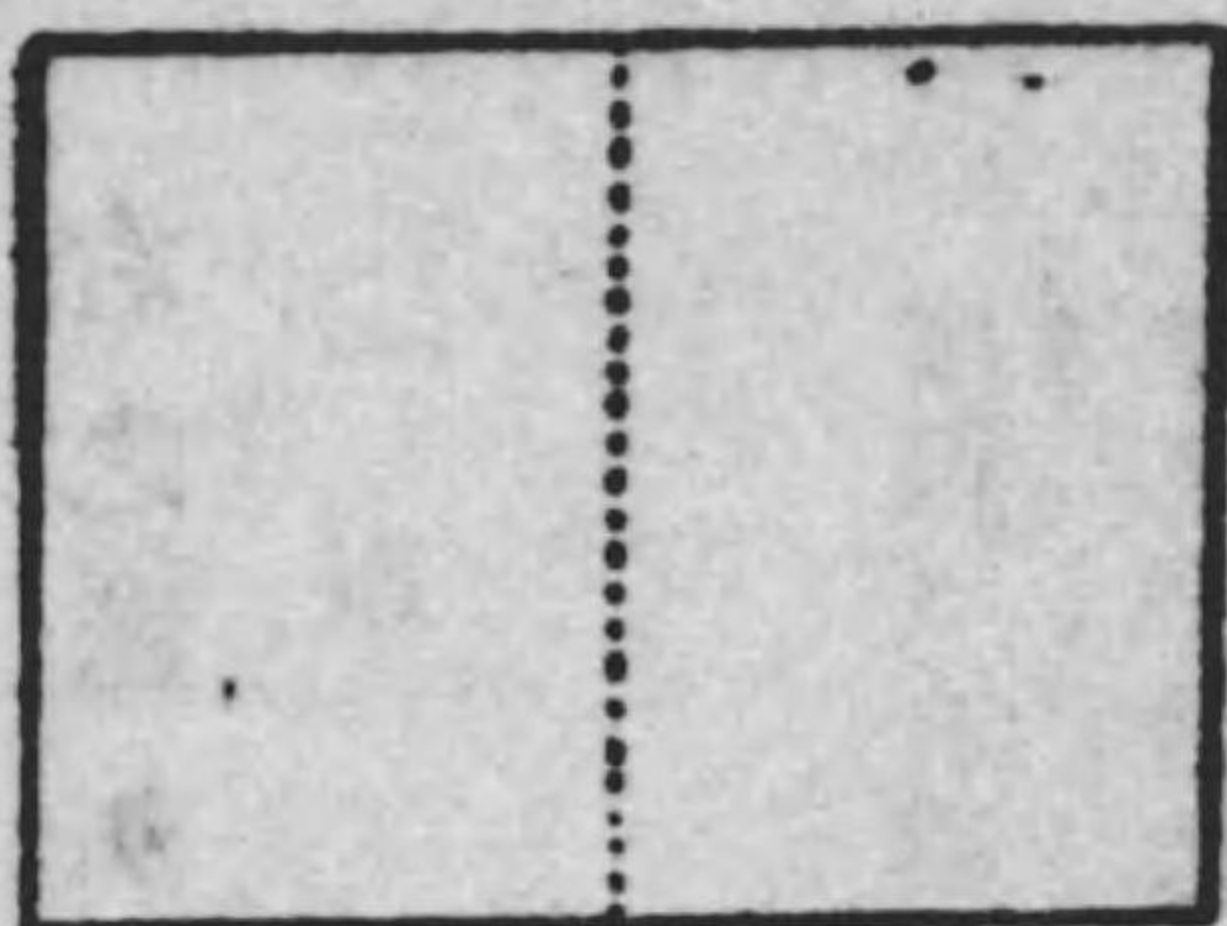
記

一、算筒	一	棹
一、整理算筒	一	棹
一、夜具	一	襪
一、鏡	一	筒
一、針箱	一	筒
一、机	一	脚
一、ミシン	一	臺

右之通り受取申候也

何 某

一五 祝儀、不祝儀袋の認め方



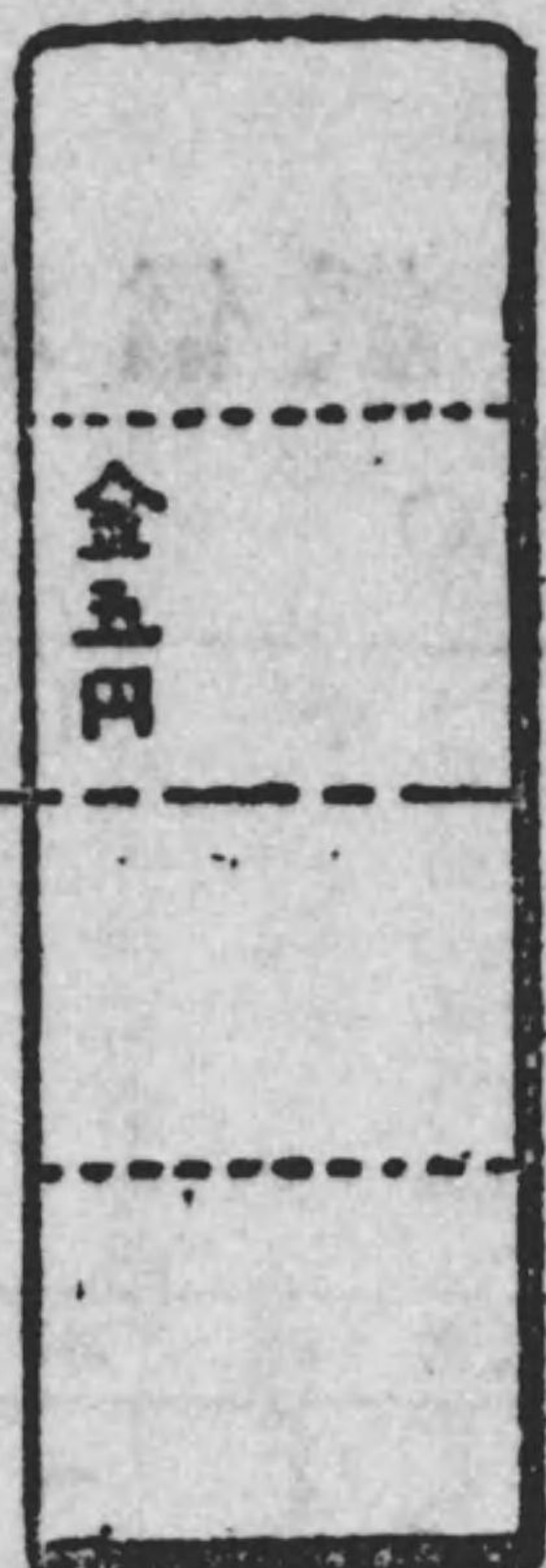
金包は、紙の裏を上にして横にひろげ、ワナを左にして、先づ真中から二つに折り、紙幣を堅にひろげて紙の上におき、左から(イ)右へ、右から(ロ)左へ折つて、その左へ折つた端が、下のワナの端とキチンと合ふやうにする。そして、上下を後へ折り曲げて、上から水引をかける。凶事ときは右と左か反対になるのである。

お祝の贈物の上書は、「御祝」「壽」など、お禮には、「御禮」「薄謝」「寸志」などと書く。自分の方の祝事に物を贈るときは「内祝」とする。「粗品」と書くのは、謙遜の意味であるが、曲のない文字である。むしろ内容を表示して、「御単衣地」「御菓子」などと認めた方がよい。

季節によつて、「御年賀」「御年玉」「御中元」

「御歳暮」。また場合によつて、「御見舞」「御餞別」など、適當の文字を認めるがよい。

凶事の場合の贈物には、神式ならば、「御玉串料」「御神前」。佛式ならば、「御佛前」「御靈食」。キリスト教ならば、「御花料」などと認める。「御靈前」と「御供物」は、いづれの宗旨



書くなら、表書の左へ、やゝ少さく書き添へるのである。

金高を書く場合には、裏の折返しの際へ小さく、「金五圓」といふ風に書く。之はあわてし中を抜いてしまひ、後で他のと一緒になつて、金高がわからないやうな事もあるし、又人に金包を託する時には、ちゃんと書いて上げた方が託された人も気が楽だからさうするのである。

にも通用する。神官へのお禮は、「御禮」「神饌料」。僧侶へのお禮は、「御布施」「御回向料」。牧師へのお禮は、「御禮」と書くのである。

こちらの名は、表書の真下に、やゝ小さく書くか、又は、少し左へ寄せて書き、相手の名を

一六 電報文の書き方

電文は簡単にして能く意味の通ずるものの上乗とするのであるから、成るべく無駄な文字を省くことに注意し、十分考へた上で頼信紙へ書かねばならんが、さりとて相手に依つては、相當の敬語を用ゐることを忘れてはならぬ。對等以上の人を招くとて「ヨウアルアスアサコイ」では、如何に電文でも相手の感情を害するであらう。

受信者に發信者の誰であるかを知らす必要のある場合は、本文の終りに發信者の氏名を書かねばなるまいが、之は姓だけでも名だけでもよく、姓の半分でもまた略號でも、それが受信者に判るなら何んでもよい譯である。

一七 振替の書き方

送つた金が先方に着くには、時とすると三四日位普通の送金より後れることはあるが、遠方へ金を送るには振替によるのが一番手軽で、且つ一番確實な方法である。

振替用紙は郵便局に備へ付けてあるから、請求すれば無料で交付する筈であるが、振替貯金に加入して居る所ならば、大抵は自家用の用紙を拵へて居るから、それを貰つて置いて使用するのもよろ。

記入の方法は振替用紙に※印をつけた所があるから、其の欄へだけそれ〴〵必要事項を記入し、送るべき金に一定の料金を添へて郵便局へ差出せばよい。又裏面には通信欄があるから、用向きはそれへ書くのである。

所に依ると用紙の表面に「拂込金加入者負擔」と印刷した振替用紙を拵へて、關係者へ送つて来る向きがあるが、此の振替用紙によつて送金する時は、送る金額の外に手数料を支拂ふ必要はない。

振替利用は便利でも有り確實でもあるが、送金すべき先が振替に加入して居なくては、之に依つて送金することは出来ぬから、誰に向つても振替で送金が出来るといふ譯のものではない。

刑法精解 終

昭和十一年九月廿五日印刷
昭和十一年九月三十日發行

定價 金參圓

監修者 桑田熊藏

著作權所有者 寺田安太郎
東京市麹町區九段二ノ一

印刷者 西村由太郎
東京市神田區三崎町二ノ九

印刷所 西村印刷所
東京市神田區三崎町二ノ九

東京市麹町區九段二ノ一

發行所 株式會社 一心社

電話九段 三六四一
振替東京 一三二一六番

賣捌所 東京堂 東海堂
北隆館 大東館
上田屋

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

PHYSICS DEPARTMENT
5712 S. UNIVERSITY AVE.
CHICAGO, ILL. 60637

UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

PHYSICS DEPARTMENT
5712 S. UNIVERSITY AVE.
CHICAGO, ILL. 60637

